

規制・制度改革検討シート（案）

【農林・地域活性化 農林 1】

事項名	認定農業者制度の見直し
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者制度は、市町村が地域の实情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、これを踏まえ農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度（5年計画を作成し、経過後に再認定を受ける制度）であり、認定農業者に対しては、スーパーL・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業、農業者年金の保険料助成等の各種施策が重点的に実施されている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化促進法
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 認定農業者の経営と市町村の農業基本構想が必ずしも一致しないこと及び計画はほとんどチェックなしに再認定されるなど、制度が形骸化していることを踏まえ、今後我が国農業を真に担う経営者のためのものになるよう、目的（農業の成長産業化戦略における位置づけ）、対象となる層、認定要件、認定後の評価・支援措置等本制度を根本的に見直すべきである。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>本制度は、市町村が地域の实情に即して、地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして普及・定着しており、今後とも市町村の主体的な取組を基本として運用していくことが適当。</p> <p>しかしながら、戸別所得補償制度の導入等、国の農政が大きく見直されていることから、認定農業者制度についても戸別所得補償制度によって下支えされた中から、地域農業の担い手がより多く育成・確保されるよう、戸別所得補償制度を踏まえた運用となるよう指導。</p> <p>なお、地域農業の担い手は、地域の主体的判断</p>

		<p>を尊重して育成・確保すべきとの考えから、国が対象者の範囲や認定要件等を画一的に定めることは適当ではない。</p> <p>※ 認定農業者の経営と市町村の農業基本構想が必ずしも一致しないとの指摘は、地域における農業が多様性に富む場合にあってはやむを得ないもの、また、再認定に当たっては、旧計画の達成状況や目標達成のために採るべき措置の実施状況等を的確に把握するとともに、その要因を分析し、新計画の実現可能性を総合的に判断した上で、新計画の認定の可否を判断するよう従来から指導しているところ。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>戸別所得補償制度の本格実施に併せて、認定農業者の考え方について再度周知。</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者制度は、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、これを踏まえ農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度である。 ・ しかし、市町村という地方公共団体が、民間の創意工夫による多様化・多角化、市町村や都道府県を跨いだ規模拡大、輸出等を行う農業経営者の経営計画に対応できる基本構想を策定し認定することは困難である。 ・ 一部の市町村では、認定農業者数を維持するために、経営改善計画作成を自治体職員が大幅に手助けしたり、再認定を希望しない農業者にも再認定を促しているとの指摘がある。認定農業者数を維持し、本制度を存続させることが自己目

	<p>的化しており、本制度の意義を失っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者にとっても、スーパーL 資金(公庫による低利融資制度)を利用するためだけに認定を受けているとの指摘もあり、本来の制度目的が十分に果たせていない。 ・ 農林水産省は、「戸別所得補償制度の導入等、国の農政が大きく見直されていることから、認定農業者制度についても戸別所得補償制度によって下支えされた中から、地域農業の担い手がより多く育成・確保されるよう、戸別所得補償制度を踏まえた運用となるよう指導」することとしているが、戸別所得補償は申請さえすれば対象は限定されておらず、その中で「認定農業者」たりうる者を選別する基準が明確でない。 ・ 本制度は、本来、農業をビジネスとして捉え、対象とする層及び目指すべき姿を明確にし、資本調達・融資制度を含めた事業支援であるべき。これは、農業を辞め農地を手放す者へ行われるべきインセンティブ強化や、農業経営は成り立たないが農地を維持すべき地域(中山間地等)において行われるべき補助とは性質が根本的に異なる。 ・ 上記のように、認定農業者制度が形骸化し、農業のビジネス化への支援となっていない実態を踏まえ、認定農業者制度を廃止し、対象とする層及び目指すべき姿を明確にしたうえで、多様な担い手の育成及び経営規模の最適化のため、地域や農業者の自主性を重視した主業農家中心の支援策へと転換すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営者が金融機関から融資を受ける際、現在は、①認定農業者であることに加え、②財務体質のチェック、と二重に審査されている場合が多い。本来、いずれかが適切に行われれば十分である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民に認定農業者という名前はほとんど知られておらず、政府が何を基準に農業者に支援をしているのかが明確でない。また、各自治体・地域によって認定基準にばらつきがある事も、本制度の目的やメリットを分かりにくくしている一因である。農地を有効活用し、優良な農産物を効率的に生産する主業農家を、真に育成すべき対象と位置付け、施策を重点的に行うことが必要。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者制度を廃止すべきである。併せて、対象とする層及び目指すべき姿を明確にしたうえで、多様な担い手の育成及び経営規模の最適化のため、地域や農業者の自主性を重視した主業農家中心の支援策へと転換すべきである。【平成 23 年度中措置】

【農林・地域活性化 農林2】

事項名	我が国酪農の競争力強化のための見直し
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生乳取引は、その 95%が生産者から JA（単位農協）、農協連等を通じて全国 10（北海道及び沖縄を含む）の指定生乳生産者団体（指定団体）に全量委託される方式（指定団体制度）で行われている。委託された生乳は、指定団体が一括して各乳業メーカー等と交渉し、年度ごとの用途別単価及び生乳の納入先がそれぞれ決められる。 ・ また、指定団体は、自らが主体となって実施する計画生産に参画した生産者だけに支給される補助金（補給金）の受け皿としての役割も担っている。各生産者に支払われる乳代は、その属する指定団体が受け取る用途別販売乳代の合計を平均した単価（プール乳価）に補給金を加えて計算されるため、同一指定団体下の生産者は基本的に同一の基準単価によって計算された乳代を受け取る。 <p>＜根拠法令＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第 5 条、第 6 条、 ・ 農林水産省生産局長通知「『指定生乳生産者団体の受託規程について』の一部改正について」（平成 18 年 1 月 27 日、17 生畜第 2501 号）別紙第 2 条（委託の原則について） など
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全量委託の原則を廃止し、一部であっても委託ができるようにすべきである。 ・ 併せて、これまでの補助金支給方法を見直し、個々の農家が直接的に利用できる補助体系にすべきである。

担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全量委託の原則については、以下のとおり見直しを行っている。 「指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売の弾力化について」において、一部委託の一例として、生産者が小規模の処理加工施設を有し、その生産する生乳の一部を当該施設において処理加工した上で販売する場合の規定例を示すなど、従来から受託販売の弾力的運用について指定生乳生産者団体を指導しているところ。 ・ 補給金支給方法の見直しについては、適正な補給金の交付が困難になる等の観点から、対応困難である。 ・
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全量委託の原則については、さらに、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針（平成22年7月）」にあるとおり、酪農経営における6次産業化の取組等を支援するため、指定生乳生産者団体における生乳取引等の状況を検証し、生産者自らが加工や販売等の取組が行えるよう、生産者の創意工夫をより活かせる仕組みを、生産現場の意見を踏まえつつ検討する予定。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度は、指定生乳生産者団体を通じ、特定用途に限定した補給金を生産者に支払うことにより、①用途別取引の促進による飲用乳価の安定、②用途別に異なる乳代をプールして支払うことによる生産者間の所得の公平化、③共同販売の促進による乳価交渉力の強化を可能にしているところであり、要望へ対応した場合、これらの制度が崩れ、生産者にとって不利になる可能性が高い。また、生乳の価格形成の合理化がなされないため、牛乳及び乳製品の安定供給が図られないおそれがある。 ・ また、補給金交付の対象となる「加工原料乳」は、指定団体と乳業との用途別取引の結果仕向け

		<p>られるものであり、個々の生産者が生乳を出荷する際には、用途区分されていないことから、要望に対応した場合、そもそも、特定用途に限定した補給金を交付するという財政効率的な方法がとれなくなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さらに、本業務は、毎日行うことが必要で、作業は極めて煩雑なことから、制度を円滑に運用するためには、業務を専門的に行う組織が必要であり、現行の補助体系が適当である。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・酪農経営のように需給調整に数年を要する農業形態が戦略的な経営を行うためには、自らの自由な経営判断が担保されることが必須である。 ・現在の制度においては、生乳の生産者は指定団体への全量委託か、全量を独力で直接販売するかの二者択一を迫られるが、従来直接販売をしていなかった者がいきなり全量の直接販売を行うのは困難が多く、自立を躊躇するのが実態である。我が国の酪農業の競争力強化のためには、多様な生産者が創意工夫溢れるビジネスモデルを構築できる環境整備が必要であり、改善が必要。 ・生産された生乳を誰とどのような条件で売買するか(直接販売・委託販売に関わらず)を当事者が自由に決められることは、市場経済において当然の前提であり、全量の委託を原則とする現在の制度は、早急に見直すべきである。 ・また、補助金の支給方法について、適切に事務を処理できる仕組みを導入することを条件として、個々の農家が直接的に受給できる道も設けるべきである。 ・補助金が指定団体経由で支払われる場合には、仕組みを簡素化し、中間コストを削減することにより、生産者が利用できる補助額を増大させる等、補助の最大効率化を図るべきである。

<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者が生乳の一部を自らマーケットに提供すれば、その時点で指定団体への「全量委託」ではなくなり、補給金及び各種補助制度の対象からも基本的に外れてしまう仕組みとなっている。これでは、生産者は指定団体への全量委託か完全な独力かの二者択一を迫られ、自立を躊躇してしまい、多様な生産者が生まれない。 ・ 現在の制度下でも品質差の評価に基づく価格差は存在するが、僅かにすぎないため、品質の向上へのインセンティブが働かず、経営改善につながらない。生乳の一部を自らマーケットに提供して品質向上のリターンを得ることができれば、経営を安定させつつ収益を向上させることができる。 ・ 農業者－JA－県連合会－指定団体という多層構造であり、各段階において委託費用及び補助金手数料が発生するため、補助金の仕組みの簡素化によりコスト削減が図られ、生産者手取り及び生産者が利用できる補助額が増大する。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全量委託の原則を廃止し、一部であっても委託ができるようにすべきである。 <p>併せて、これまでの補助金支給方法を見直し、個々の農家が直接的に利用できる補助体系にすべきである。【平成 23 年中措置】</p>

【農林・地域活性化 農林3】

<p>事項名</p>	<p>国家貿易制度の見直し</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麦や乳製品等におけるミニマムアクセスなどの関税割当数量については国家貿易が行われている。 <p>(1) 農林水産省（麦等）</p> <p>適量の麦を安定的かつ計画的に輸入することを理由に、農林水産省が直接売買する国家貿易を行っている。実態としては農林水産省は各製粉メーカー等から必要とされた量を集計し、その量の輸入を輸入業者に委託している。</p> <p>(2010年10月からは、民間ができることは民間が担いながら麦の安定供給を図っていくため、即時売買方式を拡大。)</p> <p>(2) (独) 農畜産業振興事業団（乳製品等）</p> <p>農畜産業振興事業団が、国家貿易機関として、カレント・アクセス輸入を一元的に行うこととなっており、輸入する指定乳製品等の品目別数量、時期などについては、毎年度、国内の指定乳製品の需給・価格動向等を勘案し決定しているとされている。しかし、実際は委託された輸入業者が輸入している。</p> <p>輸入された乳製品については、差益（マークアップ）が上乘せされたうえ、入札で一番高い値をつけた乳製品メーカー等が機構から売渡しを受けることが出来るとされている。</p> <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条、第43条 ・ 独立行政法人農畜産業振興機構法第10条、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条

<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麦や乳製品等について行われている国家貿易制度について、競争環境の整備及び行政の効率化の観点等から、国の役割は割当数量配分のみにとどめるなど、国家貿易制度の在り方（担い手、手法等）について見直すべきである。
<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>担当府省の回答</p>	<p>（１）麦の国家貿易制度については、以下の理由により引き続き維持していくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 麦は、米に次ぐ我が国の主要な食糧であるが、国内産麦では量的又は質的に需要を満たせないことから、その需要量の約９割は輸入麦により賅われている。最近のロシアの禁輸措置にみられるように、安定的に輸入を行うことは、国として極めて重要な課題であるため、安定的な輸出国であるアメリカ、カナダ、オーストラリアの３か国から小麦を輸入している。 ・ 日本に麦を供給している国々では、国家貿易が生産者団体等による一元的な輸出が行われていることから、これら輸出力のある国々と対等に交渉し、良品質の小麦を安定的に供給するためには、売り手と同じ交渉力を持つ国が一元的に国別・銘柄別の数量を輸入する必要がある。 ・ 国家貿易により小麦を輸入していることから、平成 18 年から 20 年までの国際相場の高騰時においても安定的な輸入を確保することができた。 <p>また、国家貿易を行う場合はマークアップ（輸入差益）を徴収することが WTO 協定上認められており、マークアップ収入を戸別所得補償制度の財源に充てることにより、食料自給率の向上に必要な国内産麦の振興を図っている。</p> <p>10 月 27 日に開催された行政刷新会議特別会計仕分けにおいて、食料安定供給特別会計についても議論されたが、国家貿易などを含む食糧管理事業については、「国が引き続き実施すべき」と取り</p>

		<p>まとめられたところである。</p> <p>なお、麦については平成5年のウルグアイ・ラウンド合意により、基準期間（1986年～88年）の輸入実績に基づきカレント・アクセス枠を設定し輸入を行っており、ミニマム・アクセス枠について国家貿易を行っているとの指摘は誤りである。</p> <p>（2）乳製品の国家貿易制度については、以下の理由により引き続き維持していくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生乳は、毎日生産され、腐敗しやすく貯蔵性がないことから、廃棄することのないよう需要に応じた生産と緻密な需給調整が不可欠である。 ・そのため、牛乳・乳製品については、加工原料乳生産者補給金制度、生産者団体による自主的な生乳の計画生産に加え、国境措置の適切な実施により、需給の安定が図られている。 ・国境措置すなわち国際約束に基づく乳製品の輸入については、輸入する乳製品の種類や売渡の時期等を選択・調整することにより、国内需給への悪影響を可能な限り避けるよう行われており、機構が国家貿易機関として一元的に輸入する仕組みが適当である。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>（1）民間貿易に近いSBS方式については、19年度から一部銘柄に導入しているが、この方式の拡大については、製粉企業のみならず2次加工メーカーや国内産麦の生産者を含む麦関連産業全体のあり方を変える可能性があることから、麦関連産業の将来のあり方について検討を行い、その結論が得られた後、3年程度の準備期間を経て実施することとしている。</p>

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>(1) 国家貿易制度を廃止した場合は、主要食糧である麦の国民への安定供給が困難になる。 (2) 要望に対応した場合、牛乳・乳製品の国内需給にアンバランスが生じ、乳製品の安定供給が図られないおそれがある。また、これにより、生乳需給全体が不安定化し、酪農経営にも悪影響を及ぼすおそれがある。</p>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家貿易が行われ、民間企業が麦や乳製品等を購入するときに自由度が低い状態では、良いものを安く購入しようとする企業間競争が阻害される。民間企業の創意工夫の発揮される余地を大きくすることで、企業間競争が促進され、消費者の利益に資する。 ・ 国家貿易制度を中止または簡素化することで、行政の効率化にも資する。 ・ 実際に輸入を行うのは、業務の委託を受けた商社等であり、国ならではの交渉力をもって輸入を行っている実態にはない。 ・ 一方で、国内の需給関係への配慮、食糧安全保障の観点等、国が麦・乳製品等の売買に主体的に係わることを即座にやめるのは望ましくない面もある。 ・ したがって、麦・乳製品の国家貿易について、SBS方式（売買同時契約方式）の導入を拡大すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国等は割当数量の管理を行えば十分で、売買の主体となる必要性は乏しい。
<p>改革案</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 麦・乳製品の国家貿易について、SBS方式（売買同時契約方式）の導入を拡大すべきである。 【平成 23 年中措置】

【農林・地域活性化 農林4】

<p>事項名</p>	<p>非加熱果汁のボトリングを可能とするための基準緩和</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の「清涼飲料水の規格基準」においては、非加熱果汁のボトリング及び販売は原則として禁止されており、容易にできない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清涼飲料水の規格基準
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボトリングされた非加熱果汁はドイツやオランダ、アメリカでは一般的に販売されているが、現在日本では、上述の規制のため、非加熱のジュースをボトリングして販売することは出来ない状態である。 ・ なぜ、現在の機械及び基準が定められているかが不明確である。最終的な品質規格はもちろん重要であるが、その製造過程において製造機械まで限定している今の規格は国産果汁の販売の道を閉ざしているといえ、農産物の機能性に着目した商品開発や農商工連携による地産地消型ビジネスの促進のためには、この規格を最終的な品質基準のみに緩和すべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ご提案の内容が明らかではないが、ご指摘の「非加熱果汁」とあるのは、「食品、添加物等の規格基準」に定められている「冷凍果実飲料」のことであると思料する。 ・ 「食品、添加物等の規格基準」は、最終的な食品の品質についての規格と、食品の安全性確保のため、製造から販売までの一連の行為について科学的見地に基づき定められた基準について定められたものである。このうち製造に係る基準は、製造段階のリスク（病原微生物、異物混入等）低減のために、特に衛生管理が必要な食品について定めたものであり、ご要望にある冷凍果実飲料について製造基準を設けないとすることは、安全性確保の観点から対応困難

		<p>である。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、冷凍果実飲料を含む清涼飲料水については、安全性確保の観点から原則一定条件での加熱殺菌が義務づけられている。冷凍果実飲料については加熱殺菌を要しない場合の例外規定として、密閉型自動搾汁機を用いる製造方法を示しているものである。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none">
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 加熱殺菌を行わず、かつ、密閉型全自動搾汁機による方法以外の方法で冷凍果実飲料を製造する場合については、食品衛生法第13条に基づく「総合衛生管理製造過程承認制度」により個別の承認を得られれば現行でも可能である。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> 製品の安全性の確保が目的なのであれば、体内に入る最終製品の品質規格が守られていれば、製造手段まで規制する必要はない。 製造工程まで規定されることで、創意工夫を凝らしたビジネスの可能性が失われている。 「総合衛生管理製造過程承認制度」に基づく個別の承認を受ければボトリング等は可能であるが、その要件が明確になっていないなど、容易ではない。 したがって、最終製品の品質規格を明確にし、わかりやすく開示したうえで、加熱・非加熱を問わず、また、製造手段の制約なく、果汁のボトリング及び販売が容易にできるようにすべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> 直売所等において搾り立ての果汁ジュースを販売したいが、現状では「総合衛生管理製造過程承認制度」に基づく承認を受けるための要件が明確になっていないなど、参入に躊躇する場合があるとの指摘がある。6次産業化の促進の観点も踏まえ、製造手段は最終製品の安全が確

	<p>保される限りにおいて限定しないこととし、併せて、最終製品の品質規格を明確化することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品の安全性の確保が目的なのであれば、最終製品の品質規格が守られていれば問題ないはずである。 ・ 海外では一般的に販売されている非加熱果汁商品は日本では販売が認められておらず、搾りたての国産果汁を販売するというビジネスチャンスの道が閉ざされている。 ・ 非加熱ジュースの製造が可能になれば、国内産の農産物の使用量が増大し、需要の拡大に資するとともに、生産地近辺に製造工場が建設される可能性も高く、当該地域全体の活性化にもつながる。 ・ 本来、加熱により喪失してしまう果実本来の有する機能が維持されたままジュース化して販売できれば、農産物の機能性に着目した新たな商品開発や、農商工連携による地産地消型ビジネスが促進される。 ・
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 果汁の最終製品の品質規格について、加熱・非加熱にこだわることなく、安全・衛生の確保に必要な範囲に限定したうえで明確にし、わかりやすく開示すべきである。あわせて、非加熱果汁のボトルリング・販売等について、どのように衛生管理を行えば「総合衛生管理製造過程承認制度」における承認を受けられるかを明確かつ具体的に示すべきである。【平成 23 年中措置】

【農林・地域活性化 農林5】

事項名	農業用施設用地の大規模野菜生産施設等建設による農地転用基準の見直し	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模野菜生産施設の生産現場では衛生面の管理が重要なため床をコンクリートにする必要がある。 ・ 農地転用の運用上は、床をコンクリート等の堅固な永久構造にした場合は農地転用が必要としている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法第4条第2項 ・ 農地法第5条第2項 ・ 農地施行令第10条第1項第2号イ ・ 農地法施行令第18条第1項第2号イ 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参入の促進及び農地有効利用の推進をはかるため、農業生産法人が、農地を利用して大規模な野菜生産施設を建設する場合は農業用施設として認め、床をコンクリートで固めても転用の必要はないものとすべきである。 ・ 併せて、農業生産法人が建設する大規模野菜生産施設は、事務所等の附帯施設も含め農業生産施設として取扱うと基準を明確化すべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	—
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<p>【農地を利用する大規模な野菜生産施設又は床をコンクリートで固めた大規模な野菜生産施設を農業用施設として認めることについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同施設については、農地法施行令第10条第1項第2号イ及び第18条第1項第2号イに規定する農業用施設としての取扱いを明確化するために通知を発出する予定である。

<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>【床をコンクリートで固めた大規模な野菜生産施設について農地転用許可を必要としないことについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地をコンクリートで固める行為は、農地を農地以外のものとする行為であり、農地転用の許可が必要である。 ・このため、農地をコンクリートで固めた大規模な野菜生産施設の設置について農地転用許可を不要とすることは困難である。 <p>【農業生産法人が建設する大規模野菜生産施設は、事務所等の附帯施設も含め農業生産施設として取扱うことについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設については、畜舎、温室等といった農業生産に直接関わるものについて農業用施設として認めているところであり、大規模野菜生産施設は農業用施設としている。 ・なお、附帯する施設であるとしても事務所等については、農業生産に直接用いる施設ではないことから農業用施設として扱うことは困難。
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地法において、「農地」とは「耕作の目的に供される土地」と定義されているところであるが、農林水産省回答では、その土地で農業が行われているか否かより、土地がコンクリートで固めているか否かをその判断基準とし、床をコンクリートにした大規模野菜生産施設及び事務所等の附帯施設の建設にあたっては農地転用許可が必要としている。しかし、優良農地確保の重要性を踏まえると、従来農地であった土地で継続して農業を行っている場合は、農地扱いを継続し、他用途への転用を防止すべきではないか。 ○ したがって、農地上に施設等が設置された場合、当該施設等が農業の用に供されること、堅牢な建築物（一般的な大規模野菜生産施設及びそれに附帯する事務所等施設は含まない）でな

	<p>いこと、施設等を撤去すれば直ちに土壌を耕作する農業ができること等を要件に、農地のままとみなす（農地転用は行わない）べきである。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の中には、市町村が積極的に、農業の継続が困難な農家の農地を集積した土地に、農業生産法人の経営する大規模野菜生産施設の誘致協議を進めている場合もあるが、当該施設の基準が明確でないため協議に時間を要しているのが実態である。付加価値商品の生産による農業のビジネス化や雇用の拡大による地域の活性化のためには、取扱いの基準の明確化が必要である。 ・ 仮に当該野菜生産施設の事業者が倒産した場合であっても、農業生産が維持され、農地転用をした場合と比べ、商業施設等が建設される可能性が低下すると考えられる
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他用途への転用を防いで農地を保全し農業振興を図ることの重要性を鑑み、農地上に施設等が設置された場合、当該施設等が農業生産の用に供するものであること、施設等を撤去すれば直ちに土壌を耕作する農業ができること等を要件に、農地のままとみなす（農地転用とは扱わない）べきである。【平成 23 年中措置】

【農林・地域活性化 農林6】

事項名	土地改良事業の効率化
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産基盤の向上のため、農林水産省の農業農村整備事業として国等の補助事業により施行された土地改良事業であるが、昭和40年代に実施されたものについては設備の老朽化が顕著である。 ・ これらを修繕改修するためには莫大な事業費に加え受益者の更なる負担が発生する。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法第12条（設立費用の負担）等
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良事業における受益者負担金については、就農者の高齢化による離農者の増加や、米の自由市場化以降の価格の下落による農業所得の減少などから滞納者が発生するなど農業経営者にとって大きな負担となっている。 ・ 農業者戸別補償制度の目的にも掲げられている農業経営の安定と国内生産力の確保を推進するうえでは、これらの生産費にかかる部分への配慮も必要と考えられることから、国による受益者負担への減額措置等を検討すべきである。 ・ 併せて、これらを管理している各土地改良事務所についても組織の整理合理化を積極的に推進し、各自治体業務として統合するなど人件費及び事務経費の削減を図ることで受益者負担の軽減を図るべきである。 ・ また、農業法人など民間企業による管理業務受託など、民間ノウハウの導入を図り管理運営の効率化への取り組みを進めるべきである。
担当府省の	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良事業については、これにより生ずる利益は、地域内の農家に帰着するものであることから、基本的に受益者たる農家の一定の負担の下に実施されることが必要である。また、負担金の軽減対策として土地改良負担金総合償還

		<p>対策事業を実施し、負担金の償還が困難な受益者たる土地改良区等を対象に利子補給や貸付け等の措置を講じており、また、5年間で15%のコスト縮減やストックマネジメントによるライフサイクルコストの削減に努めているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、「土地改良事務所」については、その意味するところが不明である。また、個々の土地改良区等が管理業務を民間企業に請け負わせることについては何ら規制はない。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者戸別所得補償制度の目的にも掲げられている農業経営の安定と国内生産力の確保を推進するうえでは、設備費用等の一層の効率化・合理化を行い、農業者の負担を軽減することが必要不可欠である。 ・ 新成長戦略においても「高度経済成長期に集中投資した社会資本ストックが今後急速に老朽化することを踏まえ、維持修繕、更新投資等の戦略的な維持管理を進め、国民の安全・安心の確保の観点からリスク管理を徹底することが必要である。」とされている。 ・ したがって、土地改良組織について、各自治体業務として統合するなど整理合理化を積極的に推進し、人件費及び事務所等の経費の削減を図るべきである。 ・ 土地改良事業団体連合会による仕様や業者についての制約が、事業遂行・維持管理の高コスト化を招いている。透明性・効率性の確保のため、土地改良事業団体連合会が土地改良事業遂

	<p>行へ関与することをやめるべきである。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良事業における受益者負担金は、地域によって差はあるものの、10ha 経営する農家で年間 60～80 万円程度（昭和 40～50 年代の基盤整備分が残っている場合、さらに同額程度が上乘せ）の地域もある。農業者の減少により、1人あたりの負担額は増大しつつある。設備の老朽化も踏まえ、今後はより効率的・効果的な整備が必要不可欠である。 ・ 土地改良事業団連合会の関与が大きく、設計から施工まで随意契約が多いなど透明性が確保されず効率化が進められなかったが、その役割が地方自治体に移管されれば、競争入札の活用等透明性の確保された取り組みが進む。 ・ 各土地改良事務所は、現在のように集落毎に設置する必要はなく、整理を進めるべき。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区の役割を見直し、その業務の地方自治体や民間企業への移管を推進し、整理合理化を進め、低コストかつ効率的な事業遂行・維持管理を可能とすべきである。 ・ 透明性・効率性の確保のため、土地改良事業団体連合会が土地改良事業遂行へ関与することをやめるべきである。【平成 23 年度措置】

【農林・地域活性化 農林7】

事項名	有害鳥獣捕獲にかかる基準の見直し
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣害を捕獲するには、狩猟免許所持者が捕獲しなければならない。 ・ 不特定多数の者が出入りできる農地では、狩猟免許所持者でなければ捕獲できない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ アライグマ等外来種の捕獲に関しては、個人等の農家が、捕獲計画書を提出すれば、狩猟免許所持者の指導により捕獲することができるようにすべきである。 ・ 併せて、農業者の安心感を得るため、小動物のハクビシン、アナグマ等の随時捕獲も同様の扱いとすべきである。
<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>担当府省の回答</p>	<p>地方公共団体や農協等の団体においては、アライグマ、ハクビシン、アナグマ等のわなによる有害鳥獣捕獲については、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づき、特例番号1303（有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業）として狩猟免許を有しない従事者を容認する特区を創設している。</p> <p>また、狩猟免許を有しない農林業者についても、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条に基づく鳥獣の捕獲等の許可の適正な運用等について」（平成21年3月30日野生生物課長通知）に基づき、自らの事業地内に囲いわなを設置して捕獲する許可を受けられることとしている。</p> <p>なお、鳥獣保護法においては、不特定多数の者が出入りできる農地であることをもって規制している規定はない。<いただいていた規制の概要に事実誤認あり></p>

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>・</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>上記のとおり、措置済みである。</p>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業経営者の経営努力が、自らの農業経営に適切に反映されることが必要であり、鳥獣害等の不確定要素により経営状況が左右されることは最大限回避する必要がある。 ・ そのためには、安全性及び鳥獣等の保護が適切に配慮されることを前提に、鳥獣害の被害を直接うける農業者が、わな猟等により自らを守ることを柔軟に認めるべきである。 ・ 狩猟免許がなくとも、「自らの事業地」においては有害鳥獣が捕獲できることとされているが、自治体によっては、所有農地に限り、借地を認めない運用をしている場合があるとの指摘がある。現在の農業経営は、借地による規模拡大が増加していることを踏まえ、農林業者が狩猟免許がなくても狩猟期間内に鳥獣等を捕獲できる「自らの事業地内」には、所有農地のみならず借地農地も含むこととすべきである。 ・ さらに、有害鳥獣捕獲狩猟免許を有しないが一定の要件を満たした者の行うわな等による有害鳥獣捕獲について、特区にとどまらず容認の範囲を広げ、全国規模で実施すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来生物以外の小動物（ハクビシン、アナグマ等）を捕獲する場合には狩猟免許の所持が必要だが、特に果樹農家にとってはこれらの動物による被害が後をたたないため、早急な対応が必要。 ・ 現在は借地による規模拡大が増加しており、

	<p>狩猟期間内に狩猟免許なく有害鳥獣捕獲が認められる場所を所有地内のみに限定すると効果は非常に限定的である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在（2010年12月時点）14件が「有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業」特区となっている。これだけ複数申請されていることは、本要望に対する需要の高さを示していると言える。 ・ 農業者の経営の安定のみならず、地域の人々の安心感につながる。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林業者が狩猟免許なくとも狩猟期間内に捕獲できる「自らの事業地内」には、所有農地のみならず借地農地も含むこととすべきである。【平成23年中措置】 ・ 狩猟免許を持たない個人等の農家でも、捕獲計画書を提出し確認・認定を受ければ、狩猟免許所持者の指導により、鳥獣保護法における有害鳥獣捕獲を行うことができるようにすべきである。【平成23年度措置】

【農林・地域活性化 農林8】

事項名	有害鳥獣捕獲にかかる基準の緩和	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 鉄砲刀剣類所持等取締法の改正により、鉄砲刀剣類等を所持するためには、精神診断書の添付が義務づけられている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄砲刀剣類所持等取締法 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 精神診断書の添付が煩雑、近くに精神の病院が無い等により免許返納者が増加し、狩猟免許第1種、第2種所持者及び銃所持者等の減少により、鳥獣の追払い、捕獲駆除が困難な状況である。 したがって、鉄砲刀剣類等所持にかかる精神診断書の添付の義務付けをやめるべきである。 	
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<p>精神科医等の診断書については、長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件等の猟銃使用凶悪事件の発生状況を踏まえ、猟銃等の所持許可に係る精神障害者等についての欠格事由該当性の審査を厳格に行うために、専門医の診断を必要とされたものであり、改正は非常に困難である。</p> <p>なお、猟銃所持者の数は、昭和50年代をピークに減少し続けており、必ずしも当該減少傾向と精神科医等による診断書の添付義務との因果関係は明らかでない。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none">
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>本要望に対応した場合、猟銃所持の許可に際し不適格者の的確な排除が徹底されず、最終的に、許可銃使用に係る凶悪事件等の未然防止を図ることができなくなるおそれがある。</p> <p>なお、現在、精神科医だけでなく、上記内閣府令に規定する医師による診断書も認めているほ</p>

		<p>か、警察署窓口において、申請者に対し複数の専門医の所在を教示するなど、申請者の負担軽減を図っている。</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄砲刀剣類所持等取締法の改正により、鉄砲刀剣類所持にかかる精神診断書の添付が義務付けられたことから、面倒である、近隣に診断書が取得できる病院が無い等の事情も、免許返納者が増加している一因であるとも考えられる。 ・ 狩猟免許第1種、第2種所持者、並びに銃所持者が減少していることは、鳥獣の追払い、捕獲駆除が困難な状況を招いている。 ・ 農業経営者の経営努力が、自らの農業経営に適切に反映されることが必要であり、鳥獣害等の不確定要素により経営状況が左右されることは最大限回避する必要がある。 ・ 一方で、許可銃使用に係る凶悪事件等の増加は防がねばならない。 ・ したがって、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第10条第1項第2号により認められる医師（法第五条第一項第三号又は第四号に該当するか否かの判断に必要な知識経験を有すると都道府県公安委員会が認める医師）の増加に積極的に取り組むべきである。 ・ 現在は、片道2時間以上かけて診断書が取得できる病院に行くケースもあるが、30分程度では病院に着けることが望ましい。 ・ 増加に向けた取り組みについては、目標値及びその工程表を設定して積極的に取り組むべきである。 ・ 一方で、（上記取り組みを行ったとしても）銃所持者の高齢化及び減少を根本的に食い止めるのは難しいと考えられるため、趣味として狩猟を行うことを主目的とした現行の銃所有者に、害獣の駆除等を頼るのは限界がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、中期的には、業として害獣駆除を行う者を育成する制度（国の認定資格を設け、地域をこえて活動できるようにする等）を整備すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲を目的とする鉄砲刀剣類等所持について、必要な者が適切に所持できるようになれば、捕獲檻での安全な止めさしが可能となり、山間地域での安心な暮らしが確保できる。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県公安委員会が認める医師及び専門医の点在状況を調査し、現状把握をすべきである。 ・ 併せて、調査結果をもとに、許可申請者の負担のさらなる軽減のため、医師数目標値の設定及び工程表の策定を行い、それを確実に実行すべきである。【平成 23 年中調査、目標・工程表策定、以降確実に実施】 ・ 中期的には、業として害獣駆除を行う者を育成する制度（国の認定資格を設け、地域をこえて活動できるようにする等）を整備すべきである。【平成 23 年度検討開始、できる限り早期に措置】

【農林・地域活性化 農林9】

<p>事項名</p>	<p>EU 諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止の解除</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ チーズの品質（風味や味）は「原料乳」「乳酸菌」「レンネット（仔牛の第4胃から抽出する凝乳酵素）」で決まるが、BSE 問題発生以降、BSE 発生国からの牛由来レンネットの輸入は禁止されている。 ・ 2001 年 2 月 15 日には、食品衛生法に基づく法的措置を行い、牛肉、牛臓器及びこれらを原材料とする食肉製品について、EU 諸国等(*)からの輸入禁止措置がとられた。羊、ヤギ由来のレンネットについても、自粛という形をとり、事実上輸入ができない状況にある。 <p>*) EU 諸国 ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、デンマーク、アイルランド、英国、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、フィンランド、オーストリア、スウェーデン</p> <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生法第9条（特定疾病にかかった獣畜の肉等の販売等を禁止） ・ 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第13号）において、特定疾病に「伝達性海綿状脳症」を追加。
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU 諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止を解除すべきである。
<p>担当府省</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ EU 諸国からの牛、羊、ヤギ由来の既存添加物であるレンネットを輸入を再開するためには、食品安全委員会の評価が必要であると考えており、輸出を希望する国等から評価依頼するた

		めに必要な資料の提供があれば、食品安全委員会の評価を踏まえ、輸入の可否について検討する。なお、現時点において、EU諸国から要望は受けていない。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> 輸出を希望する国等から要望及び資料提供があれば、「上記規制改革の方向性への考え方」で示しているとおりの、食品安全委員会の評価を踏まえ、輸入の可否について検討する。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none">
改革事項に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> BSEを理由にEU諸国からのレンネット輸入は禁止されている しかし、EU内においてレンネットを使用して製造したチーズ製品は輸入されており、輸入を禁止する意義が乏しく、現状を踏まえた対応が必要。 BSE発生国である米国産輸入が行われている実態もある。 EU諸国の牛・羊・ヤギ由来のレンネットが利用できるようになれば、チーズメーカーや加工を行う酪農家が、自らの理想に合う、より多様な製品を製造できるようになり、商品のブランド力の強化、6次産業化が促進され、当該地域の活性化につながる。 厚生労働省は「現時点において、EU諸国から要望は受けていない」とのことであるが、現に国内からの要望があることを踏まえ、EU諸国からのレンネットにおいても、輸入再開を認めるべきである。
具体例、経済効果等		<ul style="list-style-type: none"> 2000年代初頭のEU諸国におけるBSE発生以降は、現在までほとんど発生しておらず、また、輸入されたチーズ製品を食べてクロツフェルトヤコブ病になった事例もない。

改革案	<ul style="list-style-type: none">・ EU 諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止を解除すべきである。【平成 23 年中措置】

【農林・地域活性化 農林 10】

<p>事項名</p>	<p>農地基本台帳整備の促進</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会交付金事業実施要領に基づき、「農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な資料」として、全農業委員会において農地基本台帳を整備することとされている。 <p><根拠法令></p> <p>【農水省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会等に関する法律第2条、第6条第1項 ・ 農業委員会等に関する法律施行令第1条 ・ 農業委員会等に関する法律施行規則第1条 ・ 農業委員会交付金事業実施要領 <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第22条 <p>【消費者庁コメント（個人情報保護に関する法律について）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」又は「法」という。）は、一定の民間の事業者に対して、個人情報を取扱うに当たっての義務を課している法律であり、農業委員会に対する固定資産税データの提供等のための規定の整備等の問題は、法の範囲外の問題である。
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地基本台帳の作成に当たり、管理項目とされている農地所在地、農地地番、農地地目、所有者氏名の情報が必要であるところ、正確な情報を得るためには固定資産税データが必要不可欠と考えられる。 ・ したがって、法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、農地基本台帳の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査

		の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<p>【農水省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地基本台帳を法制化することについては、法制化により、農地基本台帳にどのような法的効果を持たせるのか、例えば、固定資産税データとの統合が可能であるのか、登記簿データとの統合が可能であるのか等について、それぞれの制度所管省庁の判断が必要であり、当省でお答えすることは困難。 ・なお、相続等により農地の権利を取得した場合に農地の権利者を把握するため、昨年農地法改正により、相続人による農業委員会への届出を義務化したところ。 <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者の同意を得れば、固定資産課税台帳に登録されている所有者の氏名及び所在に関する情報を提供することは可能であり、現実的な対応としては、地方公共団体から要請があり、資産所在の市町村長が行政上必要なものと認めた場合には、所有者の意向を確認することにより対応可能である。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—
改革事項に対する基本的考え方		○ 納税義務者の確認には地方税法第 22 条により情報の提供が禁止されており、情報を知りうるためには、法的根拠が必要とされているとこ

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一方、農地基本台帳は、「農業委員会交付金事業実施要領」に基づき、「農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な資料」として、全農業委員会において整備することとされており、当該要綱では、記載事項、台帳整備準備委員会の開催、調査推進協力員の委嘱等が規定されているが、農地基本台帳自体の法令上の位置付けが不明朗のままである。 ○ また、地籍、固定資産台帳など既存の法定台帳に加え、農地基本台帳を法定台帳化することは、地籍台帳等を補完し、国土保全に資するものである。 ○ さらに、所有者の同意を得れば、固定資産課税台帳に登録されている所有者の氏名及び所在に関する情報を提供することは可能であるが、不明地主からの同意を得ることは手続きコスト等を勘案すれば、現実的ではない。 ○ したがって、法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、農地基本台帳の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 納税義務者の確認には地方税法 22 条により情報の提供が禁止されているため、固定資産税データの提供を受けられるためには、農地基本台帳の法的位置付けを明確化するとともに、データ提供を受けられる規定の整備が必要である。 ・ 現在の農地基本台帳は不正確な部分が多いことから、農地の適切な管理に十分役立っているとは言い難い。農地基本台帳の精度を適切かつ合理的に向上させるため、市町村が有する固定資産税データを利用したいという地方公共団体からの要望に応えるべきである。

改革案	<ul style="list-style-type: none">・ 法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、農地基本台帳の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。 【平成 23 年度措置】

【農林・地域活性化 農林 11】

<p>事項名</p>	<p>主体が制限されている農地流動化事業（（１）農地信託事業実施主体（２）農地保有合理化法人（３）農地利用集積円滑化団体）等の民間開放</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<p>以下の事業はそれぞれ主体が限定されている。</p> <p>（１）農地信託事業 農協、農地保有合理化法人に限定されており、農業生産法人や民間企業が実施主体になれない。 <根拠法令> ・農地法第３条第１項第１４号</p> <p>（２）農地保有合理化法人 農業公社（都道府県・市町村）、農協（総合農協に限る）、市町村に限定されており、農業生産法人や民間企業が実施主体になれない。 <根拠法令> ・農業経営基盤強化促進法第４条第２項 ・同法施行規則第１条</p> <p>（３）農地利用集積円滑化団体 市町村、公社、農業協同組合等の非営利団体に限定されており、農業生産法人や民間企業が実施主体になれない。 <根拠法令> ・農業経営基盤強化促進法第４条第３項 ・同法施行規則第１条の２、３</p> <p><根拠法令> ・</p>
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<p>・ 担い手への農地集積がなかなか進まず、また、経営農地が分散している現状は、農地の効率的な利用が図られているとは言い難い。多くの優良農地の流動化が危惧される現在、これまでの受動的な対応ではなく、積極的・戦略的な農地</p>

	<p>の流動化・集約化を図るため、機動性、専門性のある新たな主体による農地集積が急務である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、①農地信託事業、②農地保有合理化法人、③農地利用集積円滑化団体について、農業生産法人や民間企業もその主体となれるようにすべきである 	
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<p>農地法上、不耕作目的の農地の所有は、原則として認められていないところであるが、農地等の有効利用を促進するため、例外的に上記主体に限定して農地の中間保有を認めているところである。なお、昨年農地法等の改正により創設された上記(3)の農地利用集積円滑化団体が、自ら農地の権利取得をしない農地所有者代理事業のみを行う場合については、市町村、農業協同組合又は市町村公社に加え、非営利法人や営利を目的としない法人格を有しない団体も事業実施主体となることが可能である。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者の高齢化等により、多くの優良農地の存続が危惧されているため、農地の流動化が一層促進される必要がある。 ・ 集約した農地を確保し経営改善・規模拡大を目指すなど、積極的・戦略的な農地の流動化・集約化のニーズがでてきている。これらのニーズに応えられれば、農業の成長産業化に資するとともに、耕作放棄地の減少及び優良農地の確保につながる。 ・ しかながら、これまで耕作放棄されそうな農地を流動化させる受動的な対応を中心に行って 	

きた現在の農地流動化の担い手では、必ずしも上記ニーズを十分に満たせるとは言いがたい。

- ・ 新たな農業の担い手が育つよう新規参入を促進しているが、当該新規参入者と競合関係になりうる既存の農業者の組織した団体にとっては、農地流動化に取り組むインセンティブが働かないことも考えられる。農協や非営利団体は流動化に関する事業の主体となりえるが、公平性・中立性・透明性が非営利団体であることにより担保されているわけではなく、これらの団体のみに認められているのは不合理である。民間企業とのイコールフットイングが図られるべきである。
- ・ 民間企業等による所有者代理業務・農地仲介業務について規制があるわけではなく、従来はこのような業務を行う者もいたが、農協等が農地流動化の担い手として優遇され競争がゆがめられた結果、このような業務を行う者の活動が阻害され、集約化にむしろマイナスに働いた面もある。
- ・ また、農地利用集積円滑化事業においては、当初「地域農業の担い手への農用地の利用集積を効率的に図るため、担い手と農地利用集積円滑化団体とが、農地の利用権の設定において一元的に協議・調整するための仕組みとして導入」されたため、原則として、一定の地域に一事業実施主体を位置付けることから、「営利を目的とする民間企業等」はなじまないとされている。しかし、現在では地域に複数の主体が存する場合も多く、集積化を急ぐべき現状の下では、一地域一主体を前提とした当初の要件を維持すべき理由はない。
- ・ したがって、民間企業のノウハウを活用し、機動性、専門性のある新たな農地流動化の担い手を認め、農地集積の加速、耕作放棄地の減少を図ることが急務である。①農地信託事業、②農

	<p>地保有合理化法人、③農地利用集積円滑化団体について、事業の適切な遂行が期待できる団体（必要な知識を有し地域に根付いた農業生産法人・民間企業等）であれば、その主体となるようにすべきである。（ただし、農地法により農地の所有が制限されている民間企業等に対しては、農地の所有機能を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ そもそも、特に農業協同組合法第8条の「非営利」に関する規定は、組合組織（役員、職員）が組合員に対して非営利であること、つまり組合員に対する利益還元と奉仕を行うべきとの主旨であり、対外的な非営利性、公益性、中立性を定めたものではないことに留意が必要である。農協組織は、あくまでも組合員の農業経営という営利活動を補完する営利活動を行う組織であり、対外的には民間企業等と健全な競合関係にあるべき営利活動組織だということを再認識することが必要である。 ・ したがって、農地流動化事業以外の制度についても、「非営利性」を根拠に農協および連合会にのみに一定の機能を持たせる、あるいは委託できるという合理性のない制度設計を見直しすべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでは、農地所有の放棄を望む者が出てきた場合など、農地の権利移転が必要になって初めて、既存組織が買い手を探す場合が一般的。このため、相続等により、不在地主が細分化された農地を所有するという状況も少なくない。これでは、戦略的に農地集積をしたいと考える農業者のニーズを満たせていない。 ・ ある程度の規模（野菜で2～5ha、米で10～15ha）がないと経営を成り立たせるのは難しい。規模の最適化のために、集積化を進める必要がある。 ・ 農業生産法人は地域に根差し、当該地域に精通しているため、効率的な農地集積が行われる可能性が高い。また、農地の面的集積の実現に向

	<p>けては、農地の所有者に対し、面的集積による農業経営の将来像やメリットなどを提示する必要がある、そのプレゼンテーション能力、交渉力、実行力は、民間企業のノウハウを十分生かすことも必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農協出資の農業生産法人が増加している現状では、農協と当該農業生産法人の境界が必ずしも明確でなく、農協が可能で民間企業や農業生産法人が不可能だとする合理的な根拠を失っている。 ・ 農地の集積をする不動産の知識を持った組織や個人を認可または許可する制度を創設することで、それらの者に一定の社会的プレゼンスを与えることができ、認可/許可された民間企業が農地を扱うことに対する抵抗感の低減が期待される。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①農地信託事業、②農地保有合理化法人、③農地利用集積円滑化団体について、事業の適切な遂行が期待できる団体（必要な知識を有し地域に根付いた農業生産法人・民間企業等）であれば、その主体となれるようにすべきである。（ただし、農地法により農地の所有が制限されている民間企業等に対しては、農地の所有機能を除く。） ・ 農地流動化事業以外の制度についても、「非営利性」を根拠に農協および連合会にのみに一定の機能を持たせる、あるいは委託できるという合理性のない制度設計※を見直しすべきである。【平成 23 年度措置】 <p>※たとえば、以下が該当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法 第 2 条第 2 項第 1 号に規定される資金（農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の就農の準備に必

	<p>要な資金で政令で定めるもの)の貸付業務(同法第11条)。</p> <ul style="list-style-type: none">・農業協同組合が推薦した理事または組合員が就任する、農業委員会の「選任による委員」(農業委員会等に関する法律第12条)。
--	--

【農林・地域活性化 農林 12】

事項名	不適正利用農地の改善（特定利用権制度の実効性確保）	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 農地法第 37 条に規定される特定利用権制度は、①農業委員会から遊休農地所有者への通知がなされないと手続きがスタートしないこと、②現在の利用権の設定等の協議対象者構成（農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、特定農業法人）では、積極的な移転が図られないこと、③ペナルティがないこと、などにより有効に機能していないとの指摘がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 農地法第 37～40 条 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 優良農地の確保と有効利用等の国土資源の合理的利用を促進するため、本制度の実効性確保に向けた見直しを行うべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	措置済。 昨年の改正により、これまで市町村の判断に基づき行っていた遊休農地対策を改め、市街化区域を含めた全ての遊休農地に対象を拡大するとともに、遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続を農業委員会が一貫して実施し、所有者が確知できない遊休農地についても知事の裁定ができるよう措置したところ。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 優良農地の確保と有効利用等の国土資源の合理的利用の促進のためには、特定利用権制度の実効性の向上が不可欠である。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定利用権制度の実効性確保に向けた手続き等の見直し（一定の要件に基づき、①行政（市町村や都道府県）が自発的に協議を開始し、引き受け手に強制的に耕作権を移す、②協議対象者は地域の農業の担い手たる専業農家を中心にする、③適正に農地を利用しなかった者に対し農地ならではの優遇措置（インフラ・税金等に係る費用の軽減）の廃止等）を行い不適正利用農地の低減を図ることが必要である。 ・ 農業者の高齢化の進展等により、耕作放棄への動きに加速がついている実態を踏まえると、直ちに実態把握を行った上で早急に制度を見直すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会の意欲と能力には地域により差があること、地域の農業者が中心となっている農業委員会がかかる強制的措置の引き金を引くのは事実上難しいことから、手続きのスタートを農業委員会に任せるのではなく、行政が積極的に関与すべきである。 ・ 実際に地域において、農業の中核を担っている者を協議対象者に含めることで、当該地域に最も有効な農地集積が進む蓋然性が高まる。 ・ 農地を適切に管理していないことに対するマイナスがあれば、適切に管理できない者は自発的に農地を貸し出すと考えられ、農地の流動化促進に一層寄与する。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適正利用農地の低減を図るため、以下のような観点から、特定利用権制度の実効性確保に向けた手続き等を見直すべきである。 <p>※一定の要件に基づき、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①行政（市町村や都道府県）が自発的に協議を開始し、引き受け手に強制的に耕作権を移す ②協議対象者は地域の農業の担い手たる専業農家を中心にする

	<p>③適正に農地を利用しなかった者に対し農地ならではの優遇措置（インフラ・税金等に係る費用の軽減）の廃止 等</p> <p>【平成 23 年度措置】</p>
--	---

【農林・地域活性化 農林 16】

事項名	市民農園開設にかかる基準の見直し	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民農園を開設したくても、農地を所有する個人等では、市町村と農家とが貸付協定を結び、なおかつ農業委員会の承認が必要となるため、事実上貸付が困難な場合が多い。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定農地貸付法第3条第1項及び第3項 ・ 市民農園整備促進法第7条第1項及び第3項 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民農園の貸付けについては農業委員会を介在しないで市町村レベルで開設できるようにすべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民農園の開設に当たっては、本来ならば個々の区画ごとに農地の権利移動に係る農業委員会の許可（農地法第3条）が必要であるが、手続の簡素化の観点から、農業委員会がいわば包括的に農地の権利移動に係る判断を行うこととしているものであり、本制度について農業委員会が介在しないようにする見直しを行うことは困難である。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—
改革事項に対する基本的考え方	<p>○ 山間地域では、形状が悪く小規模な農地が多く、コストの大幅な低減ができないことが多いことから、大規模・低コストの農業経営は困難。その結果、中山間地域では、現在、担い手等の</p>	

	<p>借り手もなく耕作放棄されている農地が散見され、その解消が急務となっている。市民農園は農地の有効利用の一手法となり得ることから、適切に管理される限り、容易に開設できることが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農地利用の適切性の判断は事後チェックを厳格に行えば問題ない。 ○ 市民農園の開設状況を把握するのであれば、開設時の「承認」ではなく「届出」で足りる。 ○ したがって、不適切利用された場合に市町村が適切な措置をとることを条件に、農業委員会への届出により市民農園の開設が認められるべきである。 ○ また、市民農園の開設認定に当たっては、営利を目的としない農作物の栽培に供することが要件となっており、自家消費分に限定されているため、余剰分を直販所等へ出荷できず、面積を一定規模以上に広げるのは難しい。 ○ 自家消費を除いた余剰分の出荷が可能になれば、農業の六次産業化の促進等による地域の活性化や、国民の農業意識の向上につながることを期待されるため、営利を目的としない要件を削除すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の農業委員会の方針に左右される場合が多く、予見可能性が低い。 ・ 市民農園は、その定義において「相当数の者を対象として定型的な条件で行われるもの」（特定農地貸付法第2条第2項第1号）とされるが、農家（特に農地を貸したい高齢者）が主体的に公募を行うことが困難であり、市町村がより主導性を発揮できれば、市民農園化が促進される。 ・ 市民農園開設により、様々な人が訪れることで、当該地域の活性化にも資する。

改革案	<ul style="list-style-type: none">○ 不適切利用された場合に市町村が適切な措置をとることを条件に、農業委員会への届出（許可は不要）により、市民農園の開設が認められるべきである。○ 市民農園開設に関し、営利を目的としない要件を削除すべきである。【平成 23 年度措置】
-----	---

【農林・地域活性化 農林 17】

事項名	農協からの信用・共済事業の分離
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農協は、農業資材の購入、農産物の販売等の農業関係事業ではなく、金融（信用）事業、保険（共済）事業も行っている。 <p><根拠法令> 農業協同組合法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主業農家を対象とした農協本来の機能を発揮させ、農業の構造改革を進展させるため、農協から信用・共済事業を分離すべきである。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>○ 農業には、他産業と比較した場合の相対的収益性の低さ、自然災害リスク、資金需要の季節性・零細性等の特徴が存在し、また、農山村地域は、購買店舗や金融機関をはじめ 各種サービス機関が十分立地しているとは言えない状況にある。</p> <p>このようにサービスの受けにくい立場にある農業者をはじめとする組合員に対して、そのニーズに即したきめ細かなサービスを提供するには、協同組織形態での総合的な事業の実施と長期に渡る継続的な取引関係を通じて、事業管理コストの低減と経営資源の効率的な利用を行うことが必要である。</p> <p>○ 利用者である組合員にとっても、経済事業、信用事業、共済事業も含めた日常かつ総合的な取引の結果として、</p> <p>① 迅速かつ的確な審査で資金の融通が受けられるとともに、販売、購買と併せて自らの営農に必要なニーズを一元的に充足できる</p> <p>② 的確な営農指導を受けることが可能となっている</p> <p>などのメリットが存在している。</p>

		<p>○ 仮に、農協の信用・共済事業を分離すれば、</p> <p>① このような総合サービスの一元的な提供ができなくなり、組合員の利便性が著しく低下する</p> <p>② 事業管理コストの増加や経営の効率性の低下等により、組合員の負担増や農業収益の悪化につながるなど、農家の収益性低下や負担増等による経営圧迫につながるものであり、不適切である。</p> <p>○ また、農協の事業は、組合員が自らのニーズに基づいて選択するものであり、地域の主業農家が集まり、自らのニーズに応じて特定の事業に特化する農協を設立することは、現在の制度下においても実施可能である。</p> <p>○ なお、民主党政案集 I N D E X 2009 には、「農協、漁協、土地改良区、森林組合等の活動に関しては、組合員の利便性等の観点から、事業の総合的・一体的運営を確保する」と記述されている。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>・</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>【問題点】 信共分離の実施は、</p> <p>① 農協による総合サービスの一元的な提供ができなくなり、農家組合員の利便性が著しく低下する</p> <p>② 事業管理コストの増加や経営の効率性の低下等により、農家組合員の負担増や農業収益の悪化につながるなど、農家の収益性低下や負担増等による経営圧迫につながる。</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<p>・ 一般の金融機関、金融業に他業禁止という制約がある中で、農協のみに信用事業を認めることはイコールフットィングの観点から適切ではない（農協の設立当時は確かに農協が信用事業</p>

	<p>を実施する必要性があったことまで否定するものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用事業と経済事業等を一体で行うことは、圧力販売など不公正な取引を誘発するもので、指導や取締りでそれを防ごうとしても限界がある。 ・ 信用・共済事業の利益を営農事業に回している（営農事業の赤字を信用・共済事業で補填する）ことは、農協の信用事業又は共済事業のみを利用している准組合員も多く存在することを踏まえると、預金者などの利用者保護の観点から適切でない。 ・ 農林水産省は「総合サービスの一元的な提供ができなくなり、組合員の利便性が著しく低下する」との見解であるが、具体的に何を指しているのか明確にすべきである。信用・共済事業を分離しても従来と同じような金融サービス提供を（農協でない事業体として）継続できる制度設計は可能であり、農業者にとっては、むしろ金融機関の選択肢の幅が増える可能性もある。また、現に、農業生産法人は、農協の営農事業・経済事業の機能を果たしているが、金融サービスとの一元化がなくても、参加農家の所得は向上しており、不便さも感じていない。 ・ したがって、農協から信用・共済事業等を分離すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの経営方針に沿って、別の農協への加盟や新しい農協の設立等が行いやすくなる。 ・ 金融機関とのイコールフットィングが図られることにより、農業者にとって金融機関の選択肢が増加することが期待できる。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農協と他の金融機関とのイコールフットィングを図るとともに、圧力販売等のおこりやすい仕組みを改変し、農業者の選択肢を増加させるため、将来的に農協から信用・共済事業を分離

	<p>する方針を決定すべきである。そのうえで、経済事業の自立を含め、実施にむけた工程表の策定を行い、それを確実に実行すべきである。【平成 23 年度方針決定・工程表策定、以降工程表に沿って措置】</p>
--	---

【農林・地域活性化 農林 19】

<p>事項名</p>	<p>契約野菜安定供給事業の対象農家の範囲拡大</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<p>契約野菜安定供給事業では、生産者と実需者の直接契約もその対象になっているにも関わらず、実際は、系統にほぼ限られている状態で、系統外の契約栽培農業組織は使えない場合がある。</p> <p>契約野菜安定供給事業では、農林水産大臣・都道府県知事が、対象となる産地を指定する。</p> <p><根拠法令> 野菜生産出荷安定法</p>
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<p>現在の野菜安定化基金は、国と県と農業団体が基金を積み立てて運用しているので、新しい団体や新しい組織や農家が入ることは、その積み立てた基金の価値が薄まることが懸念されているとの指摘がある。このためか、系統団体を通じて出荷しない生産者においては、安定化基金の活用ができないケースがあり、都道府県によってセーフティネットの在り方に差が生じているので、系統団体を通じて出荷しない生産者であっても安定化基金を活用できるよう、改善を図るべきである。</p>
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新しい団体や新しい組織や農家が入ることは、その積み立てた基金の価値が薄まることが懸念されている」との指摘があるとのことであるが、本制度は、支援の対象となる要件に合致すれば、どのような野菜生産者でも活用可能であるため、指摘は当てはまらなないと考えている。 ・ご指摘の「系統団体を通じて出荷しない生産者においては、安定化基金の活用ができないケースがあり、都道府県によってセーフティネットの在り方に差が生じている」との事例については、詳細な事実関係が不明であるが、現在でも、系統団体を通じて出荷しない場合であっても、一定規模の面積を有する生産者については、本制度による支援対象としているところである。このため、当

	省としては、野菜生産出荷安定法の制度上の問題に起因するものとは考えていない。
【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・今臨時国会で成立予定の6次産業化法案においては、野菜生産出荷安定法の特例として、指定産地内外を問わず、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者が契約取引を行う場合についても事業対象としているところ。 ・また、平成23年度予算要求において、より多くの生産者が参加できるよう、対象となる生産者の面積要件の緩和に向けて関係府省と調整中。
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	
改革事項に対する基本的考え方	<p>契約野菜安定供給事業（契約指定野菜安定供給事業及び契約特定野菜等安定供給促進事業）は、制度上では一定の要件を満たした農業者も対象となるにも関わらず、制度の運用において、生産する都道府県や出荷方法により、セーフティネットの在り方が異なっており、不合理である。</p> <p>制度上定められた要件を満たしさえすれば生産者と実需者の直接契約について、契約野菜安定供給事業（契約指定野菜安定供給事業及び契約特定野菜等安定供給促進事業）の対象として取り扱われるよう措置すべきである。</p> <p>また、技術の改革や気候の変動等によって、生産に適する産地は変わる。その判断は生産者に委ねるべきであり、行政が本事業の対象となる産地を指定すべきではない。</p>
具体例、経済効果等	<p>系統団体を通じて出荷しない生産者であっても、確実に安定化基金を活用できるようになれば、契約取引で一番懸念される生産物の過不足時に価格調整が可能になり、需要者、生産者ともに安定し</p>

	<p>た野菜取引が担保される。 このことにより、加工・流通・販売過程において、国産野菜の使用が増加すれば、生産者の生産拡大につながり、農業の活性化に寄与する。 やる気のある農業者が新たな産地で生産に挑戦することが後押しされる。</p>
<p>改革案</p>	<p>出荷先に関わらず、制度上定められた要件を満たした生産者と実需者の直接契約について、契約野菜安定供給事業（契約指定野菜安定供給事業及び契約特定野菜等安定供給促進事業）の対象として取り扱われるよう措置すべきである。</p> <p>【平成 23 年中措置】</p> <p>本事業の対象となる産地を指定せず、生産地がどこであっても利用できるようにすべきである。【平成 23 年度措置】</p>

【農林・地域活性化 農林 20】

<p>事項名</p>	<p>農政事務所(旧食糧事務所)業務の民間等への開放の促進</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2003 年の食糧庁の廃止に伴う食糧事務所の地方農政事務所への改組、続く 2006 年の統計情報センターの再編により現在の農政事務所の所管業務は消費・安全事務、食料事務、統計事務となり大幅な集約と職員定数の削減が行われたとされている。しかし実態は、組織の集約はなされてはいるが職員数については再編後もほとんど変わらないように見受けられる。 ・ また、昨年発覚した事故米事件への対応策として施行された「米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)」の一部施行は、新規担当職員の確保だけでなく、新たな事務的経費が発生していると考えられる。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各省庁の再編に係る関係法令等 ・ 米トレーサビリティ法
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出先機関を縮小し組織改革を推進することは民主党マニフェストに掲げる「出先機関の原則廃止」に向けた取り組みとして評価できるが、新制度創設に伴う権限の拡大、関係部署の増設・職員の確保などは徹底して抑制すべきである。 ・ したがって、農林水産省や各地方農政局等が所轄する事務権限を、可能な限り地方自治体へ委譲すべきである。 ・ 併せて、農政事務所等の職員定数を削減すべきである。
<p>担当府省</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>民主党マニフェストや食料・農業・農村基本計画に位置付けられた戸別所得補償制度の本格実施等に伴い、同制度によって生産を促進する新規需要米が主食用として横流れする等の不適正流通が</p>

		<p>生じないように、上記制度に基づく米穀の流通監視業務を的確に実施する必要がある。</p> <p>その際、米穀の流通経路が広域的で複雑であることを踏まえ、農林水産大臣の統一的な指揮命令の下で、地方農政事務所等の職員が機動的に対応することが不可欠である。</p> <p>また、平成22年10月より米麦の売買業務については包括的民間委託を導入しており、地方農政事務所においては売買業務の事務を実施しないなど、事務権限を見直すとともに、地方農政事務所等の職員定数についても、平成18年～22年の定員純減計画により、農林統計及び食糧管理等の部門を合わせて4,602名の定員を削減（約37%減）したところである。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>・</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>法令違反等の疑いのある事案に対しては、証拠隠滅等の恐れがあることから極めて迅速な対応が求められ、地方自治体間で連携して実施としてもなお調査等に著しい支障が生じる。</p> <p>また、上記のとおり、業務・人件費等の効率化については、定員の合理化を通じて、不断の努力を行っているところである。</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 米に係る農産物検査や有機食品の認定・調査を民間の機関が行っていることを踏まえると、米トレーサビリティ法等に基づく米穀の流通監視業務を農政事務所が独占すべき理由はなく、効率的に業務遂行ができるよう、業務内容の簡素化を図り、一定の要件を満たした民間企業又は地方自治体への委託・移管を進めるべきである。 ・ 農政事務所が行っている統計調査等の業務についても、同様に、積極的に民間企業又は地方自治体への委託・移管を進めるべきである。 ・ 民主党マニフェスト 2009 に掲げる「出先機関

	<p>の原則廃止」に向けた取り組みとして、出先機関を縮小し組織改革を推進することも重要である。業務の委託・移管に伴い、農政事務所の合理化・効率化を進め、農政事務所等の職員定数を段階的に削減すべきである。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<p>行政の効率化が進むとともに、業務の委託・移管をうけた民間企業の成長が期待できる。</p>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米トレーサビリティ法等に基づく米穀の流通監視業務の効率的な遂行ができるよう、業務内容の簡素化を図り、一定の要件を満たした民間企業又は地方自治体への委託・移管を進めるべきである。 ・ 併せて、農政事務所が行っている統計調査等の業務についても、同様に、積極的に民間企業又は地方自治体への委託・移管を進めるべきである。【平成 23 年度措置】

【農林・地域活性化 農林 21】

事項名	中小企業信用保険制度に農業、林業、漁業を追加
規制・制度の概要	<p>中小企業信用保証保険法においては、農業・林業・漁業を対象業種から除外している。</p> <p><根拠法令> 中小企業信用保険法第2条第1項第1号、同法施行令第1条</p>
改革の方向性（当初案）	<p>近時、農業以外の業種の中小企業が農業分野に進出しようとするケースが多いが、農業以外の資金については経済産業省が所管する中小企業信用保険制度、農業分野の資金については農林水産省が所管する農林水産業信用保証保険制度と2つの制度を併用しなければならず、煩雑で分かりにくいとの指摘がある。また、地域によっては、農業信用基金協会が保証対象を国・自治体の制度融資（農協・銀行等が行う融資に国等が利子補給を行うもの）や農協融資に限定し、銀行のプロパー融資には実態として利用できない等の指摘もある。したがって、中小企業が農業等に進出する場合において、利用者利便性の向上等を図る観点から、中小企業信用保険制度に農業、林業、漁業を追加することを検討する。</p>
担 当 府 省 の 回 答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p><経済産業省> 両制度が煩雑で分かりにくいものであれば、両制度において、引き続き、よりわかりやすい形での広報が必要。一方で、規制要望の原点が、農林信用基金協会や農林水産業信用保証保険制度であるならば、まずは、農水省所管における同制度をしっかりと使いやすいものにしていただくことが重要。また、銀行のプロパー融資等が利用できない問題は、農林水産業信用保証保険制度の固有の問題であり、中小企業信用保険制度における問題ではない。利用者利便性の向上を図るのであれば、まずはこうした具体的な農林水産業保証保険制度の課題について改善を促すべきである。</p>

		<p><農林水産省> 銀行のプロパー融資についても、農業者等に対する農業信用保証保険制度等の利用は可能である。</p> <p>また、2010年に法改正を行い、銀行等の農業融資を直接農林漁業信用基金が信用補完する融資保険も利用できるようにしたところ。</p> <p>近年調達先の多様化ニーズを踏まえて、農業信用基金協会と銀行等の契約締結を推奨し、取扱銀行等は増加中(19年3月51件→22年9月145件)であり、引き続き関係者への制度の普及に努め、利用者の利便性確保を図って参りたい。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p><経済産業省> 協会間の更なる情報連携強化や、中小保険制度や中小企業信用保険協会における制度設計やノウハウを農林水産業信用保証保険制度に提供。</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<p>中小企業が金融機関から借入れをする場合に利用できる信用保証事業としては、農林水産省が所管する農林水産業信用保証保険制度（「農林水保険」）と経済産業省が所管する中小企業信用保険制度（「中小保険」）が存在する。ただし、農林水産業は、中小保険による保証の対象外業種である。中小企業が農業分野に進出しようとする場合、農業以外の資金については中小保険、農業分野の資金については農林水産業信用保証保険と2つの制度を併用しなければならない。しかし、地域によっては、農業信用基金協会が保証対象を国・自治体の制度融資や農協融資に限定し、銀行融資が対象にならないことがあり、農業へ進出しようとする中小企業が従来からつきあいのある銀行等から融資を受けられず、新規参入時の円滑な資金調達が阻害されて</p>

	<p>いるとの指摘もある。また、銀行が農林水保険の対象となる場合でも、申請等の事務手続きや条件が異なるうえ、どちらの保険が対象となるかが不明確な場合（農業生産の一部は製造加工業（もやし栽培業、キノコ生産等）として、中小保険が対象。申請者が個別に相談し、両制度で調整。）があるとの指摘もあり、利用者の利便性が損なわれている。</p> <p>2010年に法改正を行い、銀行等の農業融資を直接農林漁業信用基金が信用補完する融資保険も利用できるようになったところであるが、対象保険金額は2億円以上であり、新規参加者は対象とはなり難い。また、農林水保険の取扱銀行等は増加しつつあるものの、上記のとおり、地域によっては参加を阻害されているとの指摘もあることから、さらなる改善が必要である。</p> <p>また、中小保険においては、各債務者の経営内容に基づき、9段階で保証料率を設定しているが、農林水保険においては、貸付商品毎に保証料率が一律であり、事業のリスクに応じた保証料の算出となっておらず、農林水保険制度におけるコストの合理化や利用者の経営改善努力が図られない。</p> <p>以上の課題を鑑み、中小企業信用保険制度の対象業種に農業、林業、漁業を追加するべきである。かかる改善が実行されるまでの間、まずは農林水保険と中小保険の連携強化、農林水保険への銀行等の参加促進強化等を図るべきである。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<p>現状、農業、林業、漁業は、業種ごとに農業信用保証保険制度等が存在しているが、地方においては、農業、林業、漁業およびその関連事業は主要かつ重要な産業であり、これらに対する円滑な金融を確保する観点から、中小企業信用保険制度の対象業種に農業等を追加し、制度の一本化を図るべきである。</p> <p>最近、他の業種の中小企業が農業分野に進出するケースが増えており、利便性の向上が急務である。</p>

	<p>農協以外の金融機関では農業信用保証保険制度の取扱いが十分普及しているとはいえない状況にあり、また、企業的農業経営においては、仕入れ・加工・販売時に農協と競合することなどから、農協から融資を受けることも難しく、金融機関を自由に選択する余地が少なくなっている。</p> <p>去る6月18日に閣議決定された新成長戦略において、農林水産分野の成長産業化が謳われている中、中小企業が新たに農業分野に進出する際に円滑な資金調達が行えるよう環境を整備することは、政府の施策にも合致するものであり、中小企業が農業等に進出する場合に必要な資金に係る融資については、中小企業信用保証制度の保証対象としていただくことが利用者利便、ひいては、地域経済の活性化に資すると考える。</p>
<p>改革案</p>	<p>中小企業信用保証制度の対象業種に農業、林業、漁業を追加すべきである。</p> <p>【平成23年度措置】</p>

【農林・地域活性化 農林 22】

事項名	国有林野事業の更なる民間委託の促進
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野事業については、民間事業者の能力を活用しつつ、国有林野事業を効率的に実施するため、伐採、造林、林道の開設及び改良の実施行為を民間事業者に委託して行うこととしている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野事業の改革のための特別措置法第7条
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野事業については、路網整備・伐採等の施業を民間に委託しているが、路網設計・間伐にかかる計画、市場への木材の搬出時期等は依然として国有林野事業を担当する組織が対応しており、市場価格を意識しない木材搬出が行われるなど、経営感覚が欠如しているのではないかと、との指摘もあると聞いている。国有林野事業については、累積債務の解消が課題であることから、経営全般の民間委託等を検討し、民間の創意工夫・競争によるコスト削減を働かせる仕組みを導入すべきである。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野事業特別会計については、10月30日に、行政刷新会議による「事業仕分け」が実施されたところであるが、評価結果は、国が国有林野を引き続き管理経営していくことを前提として特別会計を一部廃止して一般会計に統合、負債返済部分は区分経理を維持するというものであったところである。 ・ 一般会計化後においては、民主党政権の重要政策で新成長戦略として閣議決定された「森林・林業再生プラン」を推進するため、国有林は、民間の林業事業者と競合する国営企業としてではなく、国有林の資源を活用した地域材の安定供給など民間事業者を支援する役割を果たしていく必要がある。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、既に、民間による実施が可能な伐採、造林、路網の設置などの実施行為に関しては、ほぼ100%外部委託かつ一般競争入札（原則として総合評価落札方式）により実施するなど、これまでも民間の創意工夫・競争によるコスト削減を働かせる仕組みはすでに導入しているところである。コスト縮減には、今後も取り組んでいく考え。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度より、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、間伐事業の一部について、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入する予定。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>—</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 国有林野事業については、国有林野事業の改革のための特別措置法に基づき、伐採、造林、林道の開設及び改良の実施行為を民間事業者へ委託しているところ、国民負担軽減の観点から、コスト削減への継続的取組みが求められる。 ○ 一方、路網設計・間伐にかかる計画、市場への木材の搬出時期等は依然として国有林野事業を担当する組織が対応しており、市場価格を意識しない木材搬出が行われるなど、経営感覚が欠如しているのではないかと指摘もあると聞いている。 ○ 平成23年度より、間伐事業の一部について、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入する予定のところ、当該実施行為に加え、路網設計・間伐にかかる計画、市場への木材の搬出等の経営全般の包括的な民間委託等を検討し、このことと現行の事業実行方式を比較衡量し国としての適切な経営の確保や民間の創意工夫・競争によるコスト削減の効果を検証し今後の国有林野事業の在り方の検討に資する

	<p>ため、包括的民間委託のモデル事業を実施すべきである。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の経営手法を活用し、森林に関する計画・施業・搬出までを一体的に取扱うことにより、国有林野事業のさらなるコスト削減が見込まれる。 ・ 委託を受けた民間事業者が、近隣の山林も含めた効率的な大規模経営を行うことが可能になり、山林の整備の促進及び事業者の成長が期待できる。 ・ 一般競争入札等を活用したモデル事業を実施し、評価・検証のうえ、公表を行うことにより、国有林や事業の改革、効率化につながる。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者の創意工夫・競争により、更なる国民負担軽減を図る観点から、間伐事業等の実施行為に加え、路網設計・間伐にかかる計画、市場への木材の搬出等の経営全般を一括して民間委託する一般競争入札等を活用したモデル事業を実施し、評価・検証のうえ、公表すべきである。【平成 23 年度モデル事業開始、平成 24 年度評価・検証・公表】

【農林・地域活性化 農林 23】

事項名	保安林制度にかかる指定施業要件の変更の簡素化
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 保安林制度の指定施業要件の変更については、利害関係を有する者等が、指定施業要件を変更すべき旨を書面により農林水産大臣または都道府県知事に申請し、保安林の指定目的に支障を及ぼすことがないと認められた場合に、指定施業要件を変更することができる。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林法第33条の2第1項及び第2項
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 森林・林業基本法の改正（平成13年6月）に伴い、複層林施業の促進及び多様な樹種による多様な森林整備を図ることを目的として、保安林制度における指定施業要件の緩和が行われたところ、植栽指定樹種及び伐採率の変更など、当該要件の変更については、所有者等からの申請が必要である。保安林面積全体の約9割を占める流域保全保安林に関しては、農林水産大臣が許可権者であることから、変更に必要な時間・手間を要しているとの指摘がある。したがって、国による一括した要件緩和や届出制の導入（指定施業要件にかかる植栽の方法（ha当り本数）、樹種についての運用基準を公表し、届出制を認める）など、手続きを簡素化する仕組みを導入すべきである。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林法の改正に伴う措置として指定施業要件の変更を行うにあたっては、民有林においては都道府県知事が変更に必要な保安林の調査を行った上で申請することとしており、必ずしも森林所有者からの申請は必要とはしていないところ。 指定施業要件については、保安林における適切な施業を確保するため、伐採方法や植栽方法に関する制限を定めており、憲法29条に定められた私有財産権に影響を与えることを踏まえ、

		<p>個々の保安林の状況に応じて必要最小限を旨としているところ。このため、属地毎に保安林の指定目的の達成に必要な最小限の規制となるよう、地況林況に基づく慎重な審査が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、指定施業要件を変更する場合には、地方公共団体の長や直接の利害関係を有する者が意見を提出する機会を設けており、届出制とした場合には、こうした受益者と制約を受ける者の双方の意見が十分に反映される機会を失うこととなり、権利関係を巡る要請が多様化している中で届出制を設けることは手続保障の観点から懸念がある。 ・ こうした保安林の機能の確保や規制内容の調整に努める一方で、手続きの簡素化については、都道府県による円滑な見直しが進むよう、複数の保安林をまとめて手続きできる調書とし、添付書類についても省略するとともに、指定施業要件変更の告示についても、一度に一括して告示できる様式とし、現状においてすでに可能な限りの手続きの簡素化を行っているところ。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定施業要件は、個々の保安林の状況に応じて適切な施業を確保する一方、憲法第 29 条に定められた私有財産権に直接影響を与えるものであることから、属地毎の慎重な審査を必要とし、国による一括した変更は、保安林の機能に支障を来す必要以上の変更に繋がるおそれもあり困難。また、届出制を導入した場合には、保安林の機能を確保するための属地毎の審査が行われないうえ、地方公共団体の長や直接の利害関係を有する者が意見を提出する機会を奪い、届出者による一方的な手続きとなること

		<p>から、手続保障の観点から懸念がある。</p>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林・林業基本法の改正（平成13年6月）に伴い、複層林施業の促進及び多様な樹種による多様な森林整備を図ることを目的として、保安林制度における指定施業要件の緩和が行われたところ、植栽指定樹種及び伐採率の変更など、緩和後の要件を適用させようとする保安林については、個別に都道府県及び所有者等からの申請が必要である。 ○ 緩和後の要件を適用させようとする場合、保安林面積全体の約9割を占める流域保全保安林に関しては、農林水産大臣が許可権者であることから、手続きに多大な時間・手間を要しているとの指摘がある。また、都道府県が事務手続きを行う場合、手続きに膨大な時間を要することがある。 ○ 私有財産権への制約は必要最小限であるべきであるところ、緩和後の指定施業要件を適用させようとする手続きにおいて、所有者が申請する場合については届出制を導入（指定施業要件にかかる植栽の方法（ha当り本数）、樹種についての運用基準を公表し、届出制を認める）するなど、手続きを簡素化する仕組みを導入すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の保安林制度では、当該手続きに多大な時間・手間がかかる。手続きを簡素化することで、行政職員の業務量・人件費を大幅に縮減できるものと思われる。 ・ 保安林伐採後の植栽について、地域によっては元の樹種（スギ・ヒノキ等）の植栽を義務付けている箇所がある。このような山林が奥地で林業に適さない場合、広葉樹にもどすべきであるが、樹種を変更する手続きには大変手間がかか

	<p>るので相当の期間（数年間）が必要との指摘がある。奥地山林の広葉樹林化が進められるなか、国に対する手続きの簡素化または国の通達などにより一括して緩和後の要件を適用し、政策の整合性を図るべきである。</p>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業基本法の改正（平成13年6月）に伴い、緩和後の指定施業要件を適用させようとする手続きにおいて、所有者が申請する場合については、届出制を導入（指定施業要件にかかる植栽の方法（ha当り本数）、樹種についての運用基準を公表し、届出制を認める）するなど、手続きを簡素化する仕組みを導入すべきである。【平成23年中措置】

【農林・地域活性化 農林 24】

事項名	林業経営にかかる許認可・届出等の簡素化
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林において、間伐のため立木を伐採しようとする者は、都道府県知事に森林の所在場所・間伐立木材積・間伐方法等を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。また、作業道の開設についても、伐採面積・本数等を記載した届出書を提出しなければならない。 ・ 自然公園内の特別地域において、木竹を伐採する場合には、国立公園では環境大臣の、国立公園及び都道府県立自然公園では都道府県知事の許可を受けなければならない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法第 34 条の 3 第 1 項、第 34 条第 1 項第 9 号、森林法施行規則第 22 条の 14 の 3 第 1 項、第 22 条の 8 第 2 項 ・ 自然公園法第 20 条第 3 項、自然公園法施行規則第 11 条第 12 条第 15 号、第 22 号の 3、第 26 号、第 26 号の 5、第 27 号の 4、第 29 号の 3、第 29 号の 5、第 29 号の 19、第 31 号等（都道府県立自然公園は条例）
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採及び造林等の林業経営に関する行政への許認可・届出については、保安林制度・自然公園法にかかる申請等を個別に行っており、手続きが煩雑であるとの指摘がある。したがって、森林施業計画（※）を活用することにより、助成を含めた計画・許認可・届出の一体的な運営を図る制度を導入すべき。 <p>※森林施業計画は、森林法に基づき、森林所有者が作成し、市町村に認定を求めることができる制度。森林所有者は具体的な伐採や造林、保育にかかる計画を作成する。</p>

担 当 府 省 の 回 答	上記改革の方向性への 考え方	<p>【林野庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林制度における伐採許可、作業許可は、各保安林の指定目的に即して期待する保安機能を永続的かつ十全に発揮するため行う必要不可分の規制措置であり、それぞれの保安林の置かれた状況を十分に踏まえ、その可否を適正に判断することとしている。例えば、作業許可についてみると、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の各観点から、詳細な内容について審査を行い、保安林の指定目的に即して保安機能を十全に発揮する上での支障を具体的に検討し、許可の可否を審査することとなる。 ・ 他方、御指摘の森林施業計画制度は、計画的かつ合理的な森林施業の推進の観点から、森林所有者の発意により森林施業に関する5カ年の計画を作成し、市町村森林整備計画に適合するか否かを審査すること等を主な内容としており、両者の関係は、およそ制度の趣旨・目的が異なるとともに、前者が規制制度の下で永続的に運用される一方、後者は所有者の発意で短期的に終了することも内包されている。 ・ 森林施業計画に保安林制度の規制措置等を一体的に取り扱うべきとの指摘については、上述したとおり、異なる制度の趣旨・目的の下、許可に当たっての審査内容が全く異なるものである。仮に、こうした制度上の仕組を度外視して一体的な取扱をすとなれば、保安林制度等で予定する審査対象を森林施業計画制度に具備することは不可欠であり、依然として事務等の効率化は図れないばかりか、事務処理上の調整・連絡が加算され、事務処理コスト及び審査期間の延長が不可避となるものと思料される。 ・ 加えて、森林施業計画の認定対象森林と、保
---------------------------------	-------------------	--

		<p>安林に指定されている対象森林との重複は無関係であり、仮に一体的な取扱をしようと企図しても、その全部を一体的に取り扱うことは不可能である。結果的に現行のそれぞれの制度を併存させざるを得ず、その面での行政上の非効率が発生することが不可避となり、行政のスリム化が求められる中で、実現が困難であると考える。</p> <p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法は優れた自然の風景地を保護すること等を目的としている一方、森林法はそれを目的としていないことから、森林施業計画が認定された場合であっても、風致景観上の問題のある伐採がされるおそれ等も考えられる。したがって、目的の異なる森林法との一体的な運営による許可等を行うことは適切でない。 ・ ただし、間伐、造林、下刈、つる切り等の林業経営のために行われる日常の森林の管理については、自然公園法においては許可は不要としており、風致景観へ甚大な影響を及ぼすおそれのある行為のみを規制する等、林業経営に対する手続き簡素化への配慮を既に行っている。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>【林野庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林制度は、保安機能を永続的かつ十全に発揮するため行う規制措置であるのに対し、森林施業計画は森林所有者の発意により森林施業に関する5カ年の計画を作成するものであり、上記制度は趣旨・目的が全く異なる。 ・ こうした制度上の仕組を度外視して一体的な取扱をすとなれば、保安林制度等で予定する審査対象を森林施業計画制度に具備するこ

		<p>とは不可欠であり、依然として事務等の効率化は図れないばかりか、事務処理上の調整・連絡が加算され、事務処理コスト及び審査期間の延長が不可避となるものと思料される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さらに、これら制度の対象森林は重複関係になく、仮に一体的な取扱をしようと企図しても、その全部を一体的に取り扱うことは不可能であり、結果的に現行のそれぞれの制度を併存させざるを得ず、行政上の非効率が発生することから実現が困難であると考ええる。 <p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のとおり、森林法と一体的な運営による許可等を行うことは、優れた自然の風景地を保護するという自然公園法の目的の達成に支障を生じるおそれがあるため適当でない。 ・ ただし、上記のとおり、日常的な森林管理については既に許可は不要となっている。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 伐採及び造林等の林業経営に関する行政への許認可・届出については、保安林制度・自然公園法にかかる申請等を個別に行っており、手続きが重複する部分があるとの指摘がある。 ○ 林野庁関連の許認可・届出については、保安林において、間伐のため立木を伐採しようとする者は、都道府県知事に森林の所在場所・間伐立木材積・間伐方法等を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。また、作業道の開設についても、同様に伐採面積・本数等を記載した届出書を提出しなければならない。これらは同じ様な書類が多いうえに、伐採立木の本数まで記載しなければならないなど、必要があると考えにくい記載まで要求されているとの指摘がある。 ○ 一方、環境省関連の許認可・届出については、国立公園・県立公園（特別2種または3種）で保安林指定がされている地域については、

	<p>公園を管理する窓口と保安林を管理する窓口に許可申請を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 手続きの一元化・簡素化は制度の一体的な運営を意味しているものではない。申請書類の統合・窓口の一本化等により、森林所有者の負担軽減と行政事務の効率化を念頭に置くものである。制度目的が異なるものについては、受付が困難であるところ、例えば、保安林に関する手続きの申請書類を統合（申請に関係しない項目はブランクで対応）することにより、申請書は1枚で済み、申請者にはわかりやすく、同様の書類を2箇所提出する負担の軽減につながり、一方、行政は手続きもれ等を防ぐことができる。 ○ したがって、森林所有者の申請手続きの負担軽減及び行政の事務効率化等の観点から、保安林（自然公園内の立木を含む）における伐採及び造林等の許認可・届出について、申請書類を統合することの所有者のニーズを把握のうえ、導入すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業関係の事務提出書類の煩雑さについては、システムを開発して1箇所ですべて完了する方向の検討が必要である。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者の申請手続きの負担軽減及び行政の事務効率化等の観点から、保安林（自然公園内の立木を含む）における伐採及び造林等の許認可・届出について、申請書類を統合することの所有者のニーズを把握のうえ、導入すべきである。【平成23年中措置】

【農林・地域活性化 農林 26】

事項名	林業用種苗の見直し
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業種苗法においては、一定の区域において採取・育成される種苗について、気候その他の自然条件から生育に適すると認められる区域を配布区域として指定することができる」と規定している。 ・ 都道府県においては、林業用樹苗標準価格調整会議等にて、標準価格を決定している等、硬直的な価格となっている。 ・ 国は都道府県に対し、造林等の森林整備事業に要する費用の一部を補助すると規定している。 (h a 当たり植栽本数は都道府県の独自規定) ・ 林業種苗法第 24 条、林業種苗法施行規則第 29 条 ・ 農林省告示「林業種苗法第 24 条第 1 項の規程に基づく農林水産大臣が指定する種苗の配布区域」(昭和 46 年農林省告示第 179 号)
改革の方向性 (当初案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種苗については、①種苗配布区域が定められ、地域間移動が行えない。②林業用樹苗標準価格調整会議等で標準価格が決定する等、価格形成が硬直的であり、民間の林業経営者が苗木を生産・植栽することは可能であるが、造林補助金を受領できない場合もあるなど、公正な競争が阻害されている。③造林補助事業の対象となる h a 当たり植栽本数が 2,000～3,000 本に限定されており、小数間伐・短期間で主伐が可能な 1,000 本以下の低コスト造林などのビジネスモデルが展開できない。との指摘がある。 ・ したがって、種苗配布区域の規制緩和、種苗生産にかかる民間開放の促進及び造林補助事業の対象拡大を行うべきである。

上記改革の方向性への
考え方

- ・ ①樹木には、産地・系統によってその生育に適した環境条件を備えた一定の地域が存在しており、不成績造林地の発生や諸被害の発生を防止し、造林の適正かつ円滑な推進を図ることを目的として、農林水産大臣は林業用種苗の配布区域を指定することができる（林業種苗法第24条第1項）とされている。造林する種苗の選択いかんでは、将来の森林の健全性に取り返しのつかない影響を及ぼすものであることから、配布区域の指定の必要性に変わりはないと考えている。
- ・ ②林業用種苗価格は、市場において価格形成されている。なお、都道府県に設置される林業用優良種苗需給調整会議で標準価格を決定するとの指摘については、このような誤解を受けることのないよう都道府県に対し助言等を行っていく考え。
- ・ また、造林補助事業は、森林造成のために行う必要な施業について補助するものであり、苗木の植栽に係る補助において都道府県が、地域の自然的条件に適合した優良な苗木の利用を確保する観点から補助の要件を設定している場合もあるが、造林補助金の交付に当たって公正な競争の阻害となるような要件は設けていない。
- ・ ③造林補助事業の要件として植栽本数について限定しておらず、健全な森林を確実に達成する観点から地域の自然条件や技術的知見等に基づいた植栽本数であれば補助対象としていることから、植栽本数の低減による低コスト造林への取組などの多様な森林整備に向けた対応も可能と考えている。
- ・ したがって、種苗配布区域は造林の適正かつ円滑な推進に必要なものであり、また、種苗生産の民間開放の促進や造林補助事業の対象拡大は該当しないものとする。

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業用種苗の配布区域を廃止した場合には、造林する種苗の選択の失敗から、不成績造林地や諸被害が発生することとなり、将来の森林の健全性に取り返しの付かない影響を及ぼし、造林の適正かつ円滑な推進に支障を来すこととなる。また、林業用種苗価格の決定については、都道府県や林業用優良種苗生産需給調整会議が行っているような誤解を受けないよう指導を徹底(平成 22 年度末までに措置予定)。 ・ 都道府県に対し、以下の点について指導を徹底(平成 22 年度末までに措置予定)。 ・ ①補助対象とする苗木に要件を課す場合には、地域の自然的条件等を踏まえた適切な森林造成の観点から必要最小限のものとし、例えば民間事業者が生産した苗木であることをもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課さないこと ・ ②全国森林計画(平成 20 年 10 月 21 日閣議決定)において「効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮することとする。」とされていることを踏まえ、造林の低コスト化や地域の創意工夫等に資する多様な植栽方法・植栽本数等に応じた標準単価の設定を進めること。ただし、地域の気候・土壌等の自然条件への適合性や材質への影響等の技術的知見の蓄積等、対外的に説明のつく根拠を準備すること。
	<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<p>○ ①林業種苗法においては、農林水産大臣は一定の区域において採取・育成される種苗について、気候その他の自然条件から生育に適すると認められる区域を配布区域として指定することができる」と規定しているが、地域が分かれて</p>

いるため、例えば九州で植えることのできた苗木が四国では植えられない。温暖化に伴い、九州の苗木を四国で植えても十分に生長するとの指摘もあり、当該区域は昭和 47 年以降見直しされておらず、気候変動に対応しているとは言い難い。したがって、地域の気候・土壌等の自然条件への適合性を再検討のうえ、地域間で移動を行うことを可能とする、柔軟な対応を図るべきである。

- ②林業種苗の価格については、林業用樹苗標準価格調整会議（「調整会議」）等で標準価格が決定する等、価格形成が硬直的であり、民間の林業経営者が苗木を生産・植栽することは可能であるが、造林補助金を受領できない場合もあるなど、公正な競争が阻害されているとの指摘がある。農林水産省（林野庁）においては、都道府県や調整会議が価格調整を行っているような誤解を受けないよう、早急に指導を徹底すべきである。また、補助対象とする苗木に要件を課す場合についても、地域の自然的条件等を踏まえた必要最小限のものとし、民間事業者が生産した苗木であることをもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課さないよう、本件についても早急に対応し、公正な競争条件の確保に努めるべきである。
- ③造林補助事業の対象となる h a 当たり植栽本数については、地域によっては 2,000~3,000 本に限定されており、小数間伐・短期間で主伐が可能な 1,000 本以下の低コスト造林などのビジネスモデルが展開できないとの指摘がある。したがって、植栽本数の低減による低コスト造林への取組みなど、多様な森林整備を促進する観点から、都道府県に対して、補助要件として植栽本数を限定していないことの制度趣旨を周知すべきである。

<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苗木については、実質的に都道府県の林業種苗組合を通したもののしか購入することができない。ある程度の面積の植林を行おうとする場合、供給が不足し、供給を待つ状況になる。 ・ 企業が技術開発した苗木については指定苗木ではないため、造林補助金の対象とはならないとの指摘がある。（一部地方自治体では苗木の大きさが適合すれば対象となる場合もある。） ・ 植栽本数を少なくすることにより、主伐までの期間が短くなり、コスト面で外国産材に対して優位に立つことが可能となるのではないか。
<p>改革案</p>	<p>林業種苗法における種苗の配布区域について、事業者の者選択肢を拡大する観点から、地域の気候・土壌等の自然条件への適合性を再検討のうえ、配布区域を2～3に簡素化するなど、地域間で移動を行うことを可能とする、柔軟な対応を図るべきである。【平成23年中措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 林業種苗の価格については、都道府県や調整会議が価格調整を行っているような誤解を受けないよう、調整会議の場で価格についての論議を行わないことについて、早急に指導を徹底すべきである。【平成23年度上期措置】 ○ 併せて、補助対象とする苗木に要件を課す場合についても、地域の自然的条件等を踏まえた必要最小限のものとし、民間事業者が生産した苗木であることをもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課さないよう、早急に公正な競争条件の確保に努めるべきである。【平成23年度上期措置】 ○ 植栽本数の低減による低コスト造林への取り組みなど、多様な森林整備を促進する観点から、都道府県に対して、補助要件として植栽本数を限定していないことの制度趣旨を周知すべきである。【平成23年度上期措置】

【農林・地域活性化 農林 27】

事項名	森林情報の整備に向けた測量・実地調査等の推進のための環境整備	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣、都道府県知事または市町村長は、当該職員に、実地調査等（測量・標識の建設・立木竹の伐採）を行わせることができると規定している。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林法第 188 条第 2 項 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 国や地方自治体の森林計画の策定・実施のため、民間事業者が業務委託を受け、森林の資源・境界調査を行い森林情報の整備を行っているところ、森林法においては、行政庁の職員にのみ立入調査を認めているため、民間事業者は業務受託をした場合でも、他人の森林を避けて大幅な回り道をするなど、非効率な調査を行わなければならない。 したがって、行政庁の職員に加え、行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行えるよう森林法を改正すべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> 行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行うための措置について、所要の法改正を今後検討する。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年通常国会への提出を検討している森林法改正法案においてどのような措置が講じうるかを検討。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

改革事項に対する
基本的考え方

- 森林法は、国や地方自治体に森林の整備及び保全に関する目標等につき、地域森林計画・市町村森林整備計画等（「森林計画等」）を策定するよう求めているところ。国や地方自治体は、森林計画等の策定・実施のため、森林の資源調査や境界調査、生物多様性の保全に関する調査等を行って森林情報を整備しており、当該調査には国や地方自治体の職員だけでなく、業務委託を受けた民間事業者も従事するようになっている。
- 一方、森林法第 188 条第 2 項では、国や地方自治体の長は、法律の施行上必要があるときは「当該職員」に他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行わせることができる、と定めているが、業務委託を受けた民間事業者はこれに含まれていない。
- このため、国や地方自治体から業務委託を受けた民間事業者は、他人の森林を避けて大幅な回り道をしたり、調査対象の森林に辿り着くことができずに離れた所から双眼鏡等を使って調査したりせざるを得ないといった事態が生じ、森林情報の整備に大きな障害となるとともに、民間への業務委託による行政のスリム化をも妨げている。
- なお、測量法では「国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者」に、道路法では「道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者」に、法律上必要がある時は、一定の要件の下で他人の土地に立ち入ることを認めている（測量法第 15 条、道路法第 66 条）。
- したがって、行政庁の職員に加え、行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行えるよう森林法を改正すべきである。

<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林情報の整備を促進する観点から、行政庁の職員に加え、行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行えるよう、森林法を改正すべきである。【平成 23 年度措置】

【農林・地域活性化 農林 28】

<p>事項名</p>	<p>森林管理・環境保全直接支払制度の補助金支払い方法の改善</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の造林補助金は、森林所有者の県への申請事務を森林組合が代行していることが多い。また、森林組合と共同森林施業計画を作成している例も多い。これらの場合、実態として補助金は森林組合の口座に支払われ、森林組合に施業委託せざるを得ない状況となっている。 ・ なお、森林組合は作業班による作業経費を控除して清算し、補助金との差額については森林組合の清算書により納付することになる。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法第 193 条、森林法施行令第 12 条 ・ 但し、補助金・交付金についての交付先口座は法令で明定されたものではないので、健全な林業事業体育成の観点から対処することになる。
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度の概算要求では、森林管理・環境保全直接支払制度が創設されることになっており、今後、補助金の支払先は森林施業計画（将来は森林経営計画）の作成者となる方向である。しかし、健全な競争を促進する観点から、直接支払いの補助金の交付窓口は、所有者本人の口座に限定すべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「森林管理・環境保全直接支払制度」では、個々バラバラの森林施業を行う者に対して網羅的に支援する制度を抜本的に見直し、責任をもって森林施業を行う者を対象として、都道府県を通じて直接補助金を支払うこととしている。なお、本制度においても、森林所有者が自ら責任をもって施業を行う場合は、都道府県を通じて森林所有者に直接補助金が支払われることとなる。

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に、補助金の交付対象を所有者本人に限定する 場合、補助金の受領者と補助事業の執行に責任を負 う者とが異なる場合が生じ、補助事業の適正な執行 が困難となる恐れがある。
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年度の概算要求では、森林管理・環境 保全直接支払制度が創設されることになって おり、今後、補助金の支払先は森林施業計画（将 来は森林経営計画）の作成者となる方向であ る。 ○ 計画を作成する一方で作業班を持つ森林組合 を交付金の支払先とした場合、森林組合による 事業の抱え込みが生じ、他の林業事業者との公 平な競争環境の確保及び効率的かつ質の確保 された林業事業者の育成・新規参入の促進につ ながらない恐れがある。 ○ したがって、当該制度導入後の事業者間の公正 な競争を確保する観点から、直接支払いの補助 金の交付窓口について、所有者本人が施業の責 任を持つ場合には所有者本人の口座に直接入金 のうえ、そのうえで所有者が事業者を選択 し、施業委託を可能とする制度とすべきであ る。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革案</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林管理・環境保全直接支払制度導入後の事業 者間の公正な競争を確保する観点から、所有者 が施業を委託する事業者を自由に選択できる よう、直接支払いの補助金の交付窓口につい て、所有者本人が施業の責任を持つ場合には、 所有者本人の口座に直接入金する制度（補助金 受取の委任・受任は認めない）とすべきである。 【平成 23 年度第 1 四半期までに措置】

【農林・地域活性化 農林 29】

事項名	森林集約化等の円滑な推進
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業再生プランの具体化に向けた改革の方向では、森林集約化や効率的な施業等を推進するため、現在の森林施業計画制度を森林経営計画制度に変更することが予定されている。この森林経営計画制度では、多くの森林所有者を取り纏めて林班又は複数林班単位に作成することを原則としているが、特例として規模の大きい経営体については、経営体単独（複数経営体の共同では不可）でも作成できることとする方向にある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法第 11 条～第 19 条、森林法施行令第 3 条
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規模の大きい経営体による特例での森林経営計画の作成については、経営体単独でのみ認められ、複数の経営体が共同で行うことは認められない方向にある。しかしながら、共同作成が認められなければ、①個人所有では、森林の共有（相続による親子共有・親族の分割所有等）が一般化しているため、経営管理の分割につながる。②規模の大きい経営体同士が連携・協調して更なる効率的経営や木材生産・販売の合理化を行うことができない。したがって、所有形態の実態に即し、効率的な林業経営を促進する観点から、一定規模の経営体であることを前提として、特例計画における複数経営体の共同作成を認めるべきである。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林施業計画の改正の具体的内容については、検討中である。 <p>【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年通常国会への提出を検討している森林法改正法案においてどのような措置が講じうるかを検討。

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>—</p>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 規模の大きい経営体による特例での森林経営計画の作成については、経営体単独でのみ認められ、複数の経営体が共同で行うことは認められない方向にある。 ○ しかしながら、共同作成が認められなければ、①個人所有では、森林の共有（相続による親子共有・親族の分割所有等）が一般化しているため、経営管理の分割につながる。②規模の大きい経営体同士が連携・協調して更なる効率的経営や木材生産・販売の合理化を行うことができない。 ○ したがって、所有形態の実態に即し、効率的な林業経営を促進する観点から、一定規模の経営体であることを前提として、特例計画における複数経営体の共同作成を認めるべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 規模の大きい経営体による特例計画について、個人所有であれば、①過去の相続で、親子共有、親族の分割所有といった形態が一般化しており、現に一体的な経営管理をしている例が多いが、特例計画での共同作成を認めなければ経営管理の分割につながる。②今後、法人・個人を問わず、規模の大きい経営体同士が連携・協調して更なる効率的経営や木材生産・販売の合理化を指向することは今後、大きく推奨すべきことである。 ・ 一定規模の経営体であることを前提として、特例計画における複数経営体の共同作成を認めることは、林業再生に極めて有効なものであり、経営の効率化とともに、共同出荷等で国産材の流通の合理化にもつながる。

改革案

- ・ 所有形態の実態に即し、効率的な林業経営を促進する観点から、共有又は一定規模の経営体であることを前提として、特例計画における複数経営体の共同作成を認めるべきである。【平成23年度措置】

【農林・地域活性化 農林 30】

<p>事項名</p>	<p>森林・林業再生プランの円滑な推進</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業再生プランは「今後10年間を目途とした路網の整備、施業の集約化及び必要な人材育成による体制を構築する。」としている。 ・ 平成22年度概算決定では、「森林整備事業は、平成24年度までに段階的に集約化施業に転換する。」「集約化施業の取組みが平成23年度末までにすべての私有林をカバーできる体制を構築」とされている。 ・ 平成23年度概算要求・要望では、施業集約化に限定した予算が公表されている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ー
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策転換の事業詳細が示されないため、平成23年度当初予算の対応ができない。（この場合は事業期間が短くなる。）また、国の施策を補完してきた地方施策の見直しが進まない。さらに、森林組合等の受入体制づくりが進んでいないため、造林補助制度の廃止、地域活動支援交付金制度の見直しにより、事業展開が不透明となっている。 ・ したがって、施業集約化への移行と事業施行が同時進行することにより、地域が混乱することのないよう、早急に政策転換の事業詳細を示すとともに、事業展開を可能とする受入体制の整備を図るべきである。
<p>担当府省の回答</p>	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策転換の内容については、工程表も含めて早急に公表するとともに、説明会等を開催し、地方公共団体等へ周知を図る。 <p>【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11月中に「森林・林業の再生に向けた改革の姿」（最終取りまとめ）を公表予定

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>—</p>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策転換の事業詳細が示されないため、平成23年度当初予算の対応ができない。(この場合は事業期間が短くなる。)また、国の施策を補完してきた地方施策の見直しが進まない。さらに、森林組合等の受入体制づくりが進んでいないため、造林補助制度の廃止、地域活動支援交付金制度の見直しにより、事業展開が不透明となっている。 ○ したがって、施業集約化への移行と事業施行が同時進行することにより、地域が混乱することのないよう、早急に政策転換の事業詳細を示すとともに、事業展開を可能とする受入体制の整備を図るべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革案</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業再生プランの円滑な推進を図る観点から、施業集約化への移行と事業施行が同時進行することにより、地域が混乱することのないよう、早急に政策転換の事業詳細を示すとともに、事業展開を可能とする受入体制の整備を図るべきである。【平成22年度措置】

【農林・地域活性化 農林 31】

事項名	森林所有者の責務の明確化	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧米先進国においては、森林所有者は森林を森林として維持することが、森林所有者に義務付けられている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業基本法第9条に「義務」より弱い「責務」として「森林の有する多面的機能が確保されること旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。」と規定されている。 ・ 森林法では、市町村森林整備計画による要間伐森林のリストアップ、施業の勧告、都道府県知事の調停、裁定の申請などが規定されている。 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者の義務を明確にすることにより、施業集約化の推進にあたっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保すべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業基本法第9条においては、森林所有者等の責務として、「森林の所有又は森林を使用収益する権原を有する者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。」との規定を設けたうえで、これを体現するために森林法において、林地開発の許可制、保安林に対する伐採等の規制、保安林以外の森林についての伐採の届出制、間伐が必要な森林についての施業代行制度等を措置することで、森林を森林として維持することを含め、適正な施業管理の確保を図っているところ。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者が不明である場合を含め、適正な施業を確保するための対応を強化する観点から、平成23年通常国会への提出を検討している森林

		法改正法案においてどのような措置を講じ得るか検討。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・ ー
改革事項に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ○ 欧米先進国においては、森林所有者は森林を森林として維持することが、法律により義務付けられている。 ○ 森林・林業基本法には、「義務」より弱い「責務」として「森林の有する多面的機能が確保されること旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。」と規定されているが、間伐の適正な実施、大規模な皆伐の防止及び伐採後の植林にかかる義務などの森林整備に関する規定がない。 ○ したがって、森林法等で森林所有者の義務を明確にすることにより、施業集約化の推進にあたっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保すべきである。
具体例、経済効果等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者の義務を明確にすることにより、施業集約化の推進にあたっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保することが求められる。 ・ 施業集約化に限定した森林整備とする方針を示した以上、森林所有者の義務を明確に示すことが大切である。
改革案		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施業集約化の推進にあたっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保するために、森林法等で森林所有者の義務を明確にすべきである。【平成 23 年度措置】

【農林・地域活性化 農林 32】

<p>事項名</p>	<p>森林簿等の整備・民間利用の促進</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<p><森林簿等の整備の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続等の登記が進まない現状があり、税務情報による所有者等の特定は地方税法により規制がかけられているとともに、森林簿の情報更新が適時に行われずなど、路網整備等の計画策定時に手間取ることが多い。 <p><森林簿等の民間利用の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林簿及び森林計画図（「森林簿等」）は、施業計画の策定に必要であるにもかかわらず、林野庁は、森林簿等の「情報管理権限は都道府県にあり、当該情報には個人情報を含むことから、各都道府県の個人情報保護条例の取り扱いに従って適切に扱われる必要がある、国が強制的に開示できるものではない」との見解を示している。このため、各都道府県により森林簿等の情報の扱いが大きく異なっている。 <p><根拠法令></p> <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第 22 条 <p>【消費者庁コメント（個人情報の保護に関する法律について）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」又は「法」という。）は、一定の民間の事業者に対して、個人情報を取扱うに当たっての義務を課している法律であり、固定資産税データの提供等のための規定の整備等の問題は、法の範囲外の問題である。
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<p><森林簿等の整備の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税義務者の確認には地方税法第 22 条により情報の提供が禁止されており、情報を知りうるためには、法的根拠が必要とされているところ。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一方、森林簿は都道府県により整備され、森林法第 191 条による地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林施業計画の樹立を義務づけられているが、法的発出根拠が不明朗のままである。 ・ したがって、法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、森林簿の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。 <p><森林簿等の民間利用の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的・戦略的な施業集約を進めるため、一定の条件を満たした林業事業体には、森林所有者との施業委託契約の締結の有無に関わらず開示するなど、森林簿・森林計画図の民間利用を促進すべきである。
<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>担当府省の回答</p>	<p>【林野庁】</p> <p><森林簿等の整備の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林簿を法定化することは、地籍、固定資産台帳など既存の法定台帳があるにもかかわらず、森林に特化して新たな個人情報に関する法定台帳を作成するといった特定分野のみを対象とした国民の財産権への関与の強化の弊害と法律上の効果とのバランスや法定台帳として整備することに伴い都道府県の労力、費用、行政責任が著しく増大すること等の問題があり、慎重に検討することが必要であり容易な問題ではない。 ・ しかしながら、所有不明森林が計画的な路網整備や間伐を推進する上で支障となることから、まずはその解消に努めていく考え。 <p><森林簿等の民間利用の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林簿及び森林基本図の情報管理権限は都道府県にあり、特に個人情報が含まれることから各都道府県の個人情報保護条例に従って適

		<p>切に扱われる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林施業の集約化のため森林情報を活用することは重要と認識しており、林野庁では、「規制改革推進のための3カ年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）に基づき、要望に応じて森林簿及び森林基本図が林業経営者や林業事業体に開示されるよう都道府県への助言を行っているところである。 ・ さらに、平成22年9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において平成22年度中に意欲や能力のある事業体に対し森林簿及び森林計画図が開示されるよう助言を行うこととされ、平成22年10月8日に閣議決定された「円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策」に基づき時期を前倒しし、平成22年12月中に都道府県に対し、助言を行う予定である。このように、森林簿・森林計画図の民間利用について適切に対応しているところである。 <p>【総務省】</p> <p>＜森林簿等の整備の促進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者の同意を得れば、固定資産課税台帳に登録されている所有者の氏名及び所在に関する情報を提供することは可能であり、現実的な対応としては、地方公共団体から要請があり、資産所在の市町村長が行政上必要なものと認めた場合には、所有者の意向を確認することにより対応可能である。 ・ また、地番等の不動産登記簿に記載されている事項については、何人も知ることができ、秘密に該当しないものであることから、提供することは可能である。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>【林野庁】</p> <p>＜森林簿等の整備の促進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、所有不明森林を含め、間伐を促進するための措置や、路網整備のため土地の使用を可能

		<p>とするための手続きの改善について、森林法の改正を行うことを検討しているところ。</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>【林野庁】 ＜森林簿等の民間利用の促進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県が保有する森林簿等の個人情報を含む情報を公開するという措置については、個人情報保護条例の在り方及び運用に関わる事項であり、個人情報保護制度の所管省庁において、検討が行われるべきである。 <p>なお、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」の参考資料に、今後規制・制度改革に関する分科会で引き続き検討する事項として、「民間事業者による行政情報の利用・活用」があげられている。</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 地籍調査が未了の山林が多いうえに、税務情報による所有者等の特定は地方税法により規制がかけられていることから、地方自治体が森林に関する情報を適時に収集できないなど、森林の実態把握や整備等に関する計画の策定時に手間取ることが多い ○ 納税義務者の確認には地方税法第22条により情報の提供が禁止されており、地方自治体が森林簿等に反映させるために情報を知りうるためには、法的根拠が必要とされているところ。なお、所有者の同意を得れば、固定資産課税台帳に登録されている所有者の氏名及び所在に関する情報の提供をうけることは可能であるが、不明地主からの同意を得ることは現実的ではない。一方、森林簿は都道府県により整備され、森林法第191条による地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林施業計画の樹立を義務づけられているが、法的発出根拠が不明朗のままである。 ○ また、森林簿等は、林業施業者等の施業計画の策定に必要であるにもかかわらず、林野庁

	<p>は、森林簿等の「情報管理権限は都道府県にあり、当該情報には個人情報を含むことから、各都道府県の個人情報保護条例の取り扱いに従って適切に扱われる必要があり、国が強制的に開示できるものではない」との見解を示しているため、各都道府県により森林簿等の情報の扱いが大きく異なっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地籍、固定資産台帳など既存の法定台帳に加え、森林簿をきちんと整備し、適切に施業を行う林業事業体等に公開することは、国土保全に資するものである。 ○ したがって、法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、森林簿の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。併せて、施業集約化等に必須である森林簿等の情報について、森林経営計画（仮称）を作成しようとする者に必要な情報を提供すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者との施業委託契約の締結未了の時点で森林所在地・所有者等の情報が円滑に入手できなければ、民間林業事業体は施業集約に向けた森林所有者との交渉にすら入れない。 ・ 森林法の改正(H14 年度施行)により森林施業計画の作成主体に森林組合以外の民間林業者等も位置付けたのであれば、民間事業者(特に森林組合以外)が参入し施業集約を行うための、森林簿等情報が民間林業者に提供される制度設計が不可欠。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、森林簿の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。

	<ul style="list-style-type: none">・ 併せて、施業集約化等に必須である森林簿等の情報について、森林経営計画（仮称）を作成しようとする者に必要な情報を提供すべきである。【平成 23 年度措置】・
--	--

【農林・地域活性化 農林 33】

<p>事項名</p>	<p>京都議定書における森林吸収量 1300 万炭素トンの達成に向けた措置拡充</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都議定書の第 1 約束期間の終期である平成 24 年度までの集中的な間伐等の実施の促進を図るため、市町村特定間伐等促進計画作成による優遇措置が講じられているが、国の事業再編により、森林整備事業（造林補助）が平成 23 年度に廃止されるため、現状の間伐実施量を確保することは困難となる。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 5 条
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施業集約化への政策転換を受け入れる体制が整った地域では、平成 23 年度からはじまる「森林環境保全直接支援事業」を活用した間伐が可能となるが、早急な対応が困難な地域においては、施業集約化への移行期間における間伐量を確保するため、従来の伐り捨て間伐を継続させることが必要であり、このための措置を拡充すべきである。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度より、面的なまとまりをもって搬出間伐等の森林施業を実施する者を支援する「森林管理・環境保全直接支払制度」を導入することとしている。 ・ 新成長戦略に位置付けられている「木材自給率 50%以上に向上させることを目指す」ためには、効率的な搬出間伐を積極的に推進していくことが不可欠。 ・ 本制度においては、施業集約化に必要な境界確認活動等についての支援も一体的に行うこととしており、これらを活用することにより、同制度の中の「森林環境保全直接支援事業」を活用した間伐を実施し、森林吸収量の確保に必要な間伐実施量の確保を図って行く考え。

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集約化をせずに、個々バラバラの伐り捨て間伐を支援する従来の事業を継続すれば、次回間伐が必要となる10年後も同じことの繰り返しとなり林業の再生が図られない。
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 施業集約化への政策転換を受け入れる体制が整った地域では、平成23年度からはじまる「森林環境保全直接支援事業」を活用した間伐が可能となるが、早急な対応が困難な地域においては、施業集約化への移行期間における間伐量を確保するため、従来の伐り捨て間伐を継続させることが必要であり、このための措置を拡充すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施業集約化への移行期間における間伐実施が確保される。
<p>改革案</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度からはじまる「森林環境保全直接支援事業」を活用した間伐について、早急な対応が困難な地域においては、移行期間における間伐量を確保するため、従来の伐り捨て間伐を継続させるための措置を講じるべきである。 【平成23年度第1四半期措置】